



原法提網の成立事情

蓮沼, 啓介

(Citation)

神戸法学年報, 21:176*-118*

(Issue Date)

2005

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/E0032297>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/E0032297>



〔研究〕

原法提綱の成立事情

蓮 沼 啓 介

西周文書の中に原法提綱と題された漢文で書かれた一文がある。⁽¹⁾

自筆本、墨書、用紙は薄葉の美濃版紙、無罫、表紙はなく九枚を無造作にこよりで綴る。漢文、楷書風の細字、十行三十六字詰である。このような體裁はほかにない。(中略)。所々に訂正や書込、朱字を交えて稿本の域を脱していない。

森鷗外の「西周伝」付載の「西周所著書目」⁽²⁾には次の様に簡潔な記事が見える。

原法提綱殘缺 一卷 法律學の大體を論ぜる漢文なり

表題はまず原法提綱と書き、法という字を權に書き換え、表題を一旦は「原「權」提綱」に変えながら、更に權の字を抹消して、法の字の左側に「イキ」と片仮名が振ってある。この一文の主題は法の原質を論じるものか、それとも權の原質を論じるものか、西が最後まで迷っていたことを窺わせる訂正の痕跡である。⁽³⁾

起稿年代については、明治九年頃から一般的に用いられるようになった「社会」という訳語が見えるし、又明治十年に刊行されたJ・S・ミルの『利學』が参照されていることから、大久保利謙は、明治十年前後の作品と推定している。⁽⁴⁾

西周文書に含まれた和帳面の四十三に草稿が認められる。原法提綱の草稿本は和帳面の冊末の方に四枚半に亘って書き込んである。内容は浄書本とだいたい同じであるが、文章にはかなり違うところがある。

同じ和帳面に法学関係の断片の二と四と六が書き込まれている。

西周文書に含まれた草稿類一括の中に、法学関係の断片のうち一と三と五が含まれている。法学関係の断片の二は断片の一の前半を浄書した一文であるし、法学関係の断片の四は断片の三の前半を浄書した一文である。又法学関係の断片の六は断片の五の前半を浄書したものである。原法提綱の草稿本は法学関係断片の四と六に加え更に断片の五を材料にして漢文で綴った作品である。そこで本稿ではまず始めに法学関係断片の執筆年月の推計を行い、それを手掛かりに原法提綱の草稿本と浄書本の起稿年代を割り出すこととする。

まず始めに法学関係断片の一と二の成立年代を考証しよう。

法学関係断片の一について初稿と終稿をそれぞれ引用する。⁽⁵⁾

まず初稿である。

古来萬國ニ於テ、其賢哲ハ古來ヨリ人民交互ノ權利義務ヲ考定セント欲シタリ、是其人ノ同胞ニ對スル關係ハ徒ニ各人ノ深慮ニ供スベキ事タルノミナラズ、亦其心裏ニ於テ至重ナル利害ニ關スレハナリ、自己仰グ所ノ君無キ者ト雖ヘドモ、曾テ自由タルニ非ラズシテ、唯汝ノ行爲、汝ノ狀況自己心證ニ適合シテ乖戾スルコト無キ時ハ汝ハ自由ナリト謂フ

ヘシ、是ヲ以テ自由モ亦先ズ心識ニ關スル事實ト見ユ、曩者ハ拙マ、ニ自由ヲ理會シテ何ニテモ己ガ好ム所ヲ爲シ得ル事ナリトス、然ルニ外見ニ就テハ自由ハ享樂ナリト見ユレドモ、心裏ニ在リテハ自己ノ心ノ甘シスル所ナリ、凡ヘテ人ノ行爲舉動ノ中ニハ自由ヲ達スルノ意向アリ、是目ヲ難難ヲ免ル、コトヲ謀ル永遠息ム無キ進行ナリ、疾病ハ吾人ノ氣力ヲ麻痺セシメテ一定ノ自然力ニ從ハント吾ガ心ヲカノ外部ヨリ入寇スル自然力ニ服從セシム、醫タル者ハ是ニ其體力ヲ自由ナル用ニシメテ其體ノ自定ヲ復セントスル者ナリ、故ニ今痛苦有リテ汝ヲ攪動シ、饑渴ニ因テ汝ヲ悩マシ、不足ヨリ起ル渴望汝ガ骨髓ヲ刺シ汝ガ血脈ヲ熱スル時ハ健康飽足満足ニ達スルノ期望ハ先其不整ニシテ伴象ニテ異力ナル者ヲ離散セシムルニ在リ、是ト相反シテ吾人ノ本性ニ適合スル者ハ吾ガ自由ヲ堅固ニシテ保存スル者ナリ、然ルニ人ノ本然ハ其ノ狀□許多ニシテ種々ニ別レ、上ニ云ヘル事小ヲ觀スレバ相距ルコト殊ニ著シク、其五官其性質其見解ヲ之ヲ主管スルニ從ヒ其相距ルコト極メテ著シキハ言ヲ待タサルニ、故ニ人ノ言ニ曰ク、人ハ意ハ達スルヲハ其天ナリ、此意味ニテハ自由ト福祉トハ一致スル者ナリ、然レドモ人若シ其願望成就スルヲ以テ其天ナリト觀ル時ハ、同時ニ凡ヘテ願望ノ成就ハ成ル可ラサルノ事ニ屬シテ、死後ノ妄想ノ彼岸ニ期スルノミト謂フ可シ、人ノ意向ハ其ノ生存ヨリモ定命ヨリモ遠ク至ル者ニシテ、人ノ精神上ノ能力其觀察ノ功、其需用其享樂ハ無窮ノ開發進步ニ屬シタリ、而シテ此開發進步ノ成ルヘキ事ニ中ニ正ニ人ノ福祉ハ自由ト包含セリ、然リ而シテ天地間ノ物ハ凡ヘテ恩ノ其物ニ賦与セラレタル天法ヲニ從フカ如ク、人モ亦其固有性ヲ有スルヲ以テ、其性中ノ天法即其思惟ノ規則ヲ遵奉セザルヲ得ザルナリ、此天法ヲ一般ニ適合ス者ヲ發見シテ人世交際相生養ノ適採用スヘキ施設ヲ建立スルヲ以テ、法理哲學ノ著有ル所以ナリ、空漠ナル學理ハ理會ス可カラスト雖ヘドモ、此書ハ迷惑ヲ發セシメテ(極寒)連業滿洲ニ導キ雲間ノ杜鵑ノ啼聲ヲ聞イテ雲間ヲ望ノ類ニハ非ザルナリ、正ニ相反シテ此書ハ實行上ニ關スル認識タリ、何トナレハ法家哲學ハ人生生活相生養ノ規則ヲ認識スル事タレハナリ

次は終稿である。

古來萬國ニ於テ、其賢哲ハ人民交互ノ權利義務ヲ考定スルコトヲ務メタリ、是人ノ其同胞ニ對スル關係ハ徒ニ各個獨立ノ人ノ深慮ニ供スベキ事タルノミナラズ、亦其心裏ニ於テ至重ナル利害ニ關スレハナリ、今其上ニ仰グ所ノ君無キ者ト雖ドモ、曾テ自由ナリトハ謂フ可ラス、唯汝ノ行爲、汝ノ狀況自己心證ニ乖戾スルコト無キ時ハ汝ハ自由ナリト謂フヘシ、是ヲ以テ自由ハ亦先ズ心證ニ關スル事實ト見ユ、暴者ハ擅マ、ニ自由ヲ理會シテ何ニテモ己ガ好ム所ヲ爲シ得ル事ナリトス、然ルニ耳目ニ就テハ自由ハ享樂ナリト見ユ、心裏ニ在リテハ自主ノ狀ナリト見ユ、凡ヘテ人ノ行爲舉動ノ中ニハ自由ヲ違スルノ意向アリ、是自ラ艱難ヲ免ル、コトヲ謀ル永遠息ム無キ進行ナリ、疾病ハ吾人ノ力ヲ麻痺セシメテ吾ガ心ヲ夫ノ外部ヨリ入寇セリト見ユル天然力ニ服從セシム、醫タル者ハ是ニ其體力ヲ用ウルノ自由ヲ得セシメテ其體ノ自主ヲ復セントスル者ナリ、故ニ今痛苦以テ汝ヲ悩マシ、饑渴以テ汝ニ迫リ、不足ヲ補ハントスルノ熱情汝ガ骨髓ヲ衝動シ汝ガ血脈ヲ沸騰セシムル時ハ健康飽饜足満足ニ達セント欲スルノ意願ヲ生ジ先其變常ノ源即チ不整ニシテ伴象ニテ異力ナリト見ユルヲ除去スルヲ常トス、是ト相反シテ吾人ノ本性ニ適合スル者ハ吾ガ自由ヲ堅固ニシテ保存スル者ナリ、然ルニ人ノ性質ハ其ノ狀□許多ニシテ種々ニ別レ、上ニ云ヘル所ヲ觀スレバ、其五官其性質其見解ノ之ヲ主管スルニ從ヒ其相距ルコト極メテ著シキハ言ヲ待タサルニ、故ニ人ノ言ニ曰ク、人ハ意ノ達スルヲハ其天トス、ト言フハ幸ト福ノ極ミナリ、此意味ニテハ自由ト福祉トハ一致スル者ナリ、然レドモ人若シ其願望成就スルヲ以テ其天ナリト觀ル時ハ、同時ニ凡ヘテ願望ノ成就ハ成ル可ラサルノ事ニ屬シテ、唯妄想ノ彼岸ニ期スルノミト謂フ可シ、人ノ意向ハ其ノ生存ノ定命ヨリモ遠ク至ル者ニシテ、人ノ精神上ノ能力其觀察ノ功、其需用其享樂ハ無窮ノ開發進步ニ屬シタリ、而シテ此開發進步ノ成ルヘキ事ニ中ニ正ニ人ノ福祉ハ自由トヲ含蓋セリ、然リ而シテ天地間ノ物ハ凡ヘテ應ノ其物ニ賦与セラレタル天法ヲニ從フカ如ク、人モ亦其固有性質ヲ有スルヲ以テ、其性中ノ天法即其思惟ノ規則ヲ遵奉セザルヲ得ザルナリ、此天法ヲ一般ニ適合ス者ヲ發見シテ人世交際相生養ニ適採用スヘキ施設ヲ建立スルヲ以テ、法家哲學ノ著有ル所以ナリ、空漠ナル學理ハ理會ス可カラスト雖ヘドモ、此書ハ迷惑ヲ發セシメテ蓬萊瀛洲ニ導キ杜鵑ノ啼聲ヲ聞イテ雲間ヲ望ノ類ニハ非ザルナリ、正ニ相反シテ此書ハ實行上ニ關スル認識タリ、何トナレハ法家哲學ハ人間生活相生養ノ規則ヲ認識スル事タレハナリ

「自然力」を「天然力」と書き換えた程度の推敲の域を出ない訂正に止まっている。

だが浄書稿との間には見逃し得ない断層が認められる。

法学関係断片の二は法学関係断片の一を初稿とする浄書の試みであるが、こちらは和帳面の用紙を後ろから数えて七葉目の裏から八葉目の表にかけて次に引く履歴記事に続く箇所天地を逆にして書き入れてある。

法学関係断片の二を引用する。⁽⁹⁾

古来萬國ニ於テ、其賢哲ハ人民交互ノ權利義務ヲ考定スルコトヲ務メタリ、是人其同胞ニ對スル關係ハ徒ニ各個自立人ノ深慮ニ供スベキ事タルノミナラズ、亦其心裏在リテテ至重ナル利害ニ關スレハナリ、今其上ニ仰グ君無キ者ト雖ドモ自由ナリトハ謂フ可ラス、唯汝ノ行爲汝ノ状況自己心證ニ乖戾スルコト無キ時ハ汝ハ自由ナリト謂フヘシ、是ヲ以テ自由ハ亦先ツ心證ニ關スル事實ト見ユ、暴者ハ擅マ、ニ自由ヲ理會シテ何ニテモ己ガ好ム所ヲ爲シ得ル事ナリトス、然ルニ耳目ニ就テハ自由ハ享樂ナリト見エ、心證ニ就テハ自主ノ状ナリト見ユ、凡ヘテ人ノ行爲舉動ノ中ニハ自由ヲ達スルノ意向アリ、是自ラ艱難ヲ免ル、コトヲ謀ル永遠息ム無キ進行ナリ、疾病ハ吾人ノ力ヲ麻痺セシメテ此心ヲカノ外部ヨリ入寇セリト見ユル天然力ニ服從セシム、醫タル者ハ是ニ其體力ヲ用ウルノ自由ヲ得セシメテ其體ノ自主ヲ復セントスル者ナリ、故ニ今痛苦以テ汝ヲ悩マシ饑渴以テ汝ニ迫リ不足ヲ補ハントスルノ熱情汝力骨髄ヲ衝動シ汝血脈ヲ沸騰セシムル時、康平ニ復シ飽クヲ求メ渴ヲ盡シ満足ニ達セント欲スルノ念願ヲ生ジ、先ッ其變常ノ源即チ伴象ニテ異力ナリト見ユルヲ除去スルヲ常トス、是ト相反シテ吾人ノ本性ニ適合スル者ハ我が自由ヲ堅固ニシ且保存セシムル者ナリ、

前半の浄書で終わっていることは明白である。

ところで履歴記事は裏から数えて七葉目の表側から通常の向きに書き込んである。次に七葉目の表側の部分を引用する。⁽¹⁰⁾

文政十二年己丑二月三日誕生

初経太郎 歳十五壽專

父西氏五代壽庵

歳二十脩亮 周助

母 梁田氏

アマ子

弟妹三人次女之水津氏

周

次 之大野直世氏

次 壽丸爲嗣子

嘉永元年戊申二月依藩主命蓄髮俗稱脩亮

同年二月母葆光院卒

二年己酉

冬遊於大坂從學松陰翁塾

三年庚戌 三月偶居大坂會根崎村

五月謁家君於伏見 此年轉遊于岡山

四年辛亥

十月帰郷

五年壬子

培達塾ニ在リ

六年

五月津和野大火干

癸丑六年九月以役於江戸櫻田邸

安政元年甲寅正月 脱走寓中嶋元寛所

同 二年乙卯 九月比 出去中嶋氏寓西紺屋町 弘道氏 十月大震 十一月手塚塾ニ入ル

同 三年丙辰 八月 關東大風手塚塾ニ在リ

同 四年丁巳五月 開成所教授職手傳並

同 六年己未三月二十五日 石川氏來 同五月手傳

文久二年壬戌六月十八日 觀臨丸發江戸 七月 下田發 九月長崎發

廿八日晚乘船

八月二日出航

同 三年癸亥五月 和蘭着

慶應元年乙丑十二月二十八日 帰朝

以上は誕生から和蘭留学から帰國までの履歴である。

履歴記事の作成時点は西周が陸軍省第一局六課長に任じられた明治六年癸酉三月三十一日から程ない時点であり、おそらくは「生性發蘊」の第一巻の校正を完了した六月三日から間もないある時点であったと推定されることは別に論じた通りである。⁽¹⁾

西は明治六年の春から夏にかけて備忘録を兼ねてこの和帳面を使い始めた模様である。

まず終わりに近い余白から記入を開始したものと推測される。明治六年の六月に「生性發蘊」第一巻を校

了した後にこの和帳面を使い出したものと推測して置きたい。明治六年の九月には「云何惟人」という題の「人類発展史」の訳出が終了している。明治七年の三月には『百一新論』が刊行され、同年七月には「致知啓蒙」が刊行の運びとなっている。

要するにこの和帳面は、西が明六社において活躍し明六雑誌に寄稿を重ねていた時代に活用した備忘録であり、草稿集であったと推定される。

さて法学関係断片の二は和帳面の用紙を後ろから数えて七葉目の裏から八葉目の表にかけて先に引いた履歴記事に続く箇所に天地を逆にして書き入れてある。履歴記事より後に浄書が行われたことは確実である。従って、法学関係断片の二が執筆された時点は明治六年の六月より後の時点であると推定される。

ところで、なぜ天地を逆にして浄書してあるのか。これは法学関係断片の執筆が和帳面四十三の書き込みとしては第三の種類の記事であると西が位置付けていたからではなからうか。和帳面四十三にはもともと哲学関係の断片を書き込む積もりであった。また備忘録としても用いることにしていて、和帳面の後ろの余白にまず履歴記事を書き込んでいる。表表紙から見れば紙葉の順序に従って書き込まれている哲学関係の断片の記事が第一種であり、備忘録に関係する記事が第二種である。これに加えて、更に第三の種類の記事を書き込むために、裏表紙を表紙に見立てて天地を逆にして、第三の次元を設定して、法学関係断片の二を浄書したと推定して置きたい。こうした推定が的を射ているとすれば、法学関係の断片を浄書した時点には、第一種の記事である哲学関係の断片が既にある程度書き連ねてあったものと推測される。法学関係断片の二が浄書された時点は哲学関係断片のうち、どれが書かれた時分に当たるのであるうか。

天地を逆に書き込む場合に、なぜ履歴記事の始まりの用紙の裏側から書き始めていて、他の余白から書き始めてはいないのであるうか。ひょっとすると、あるいは履歴記事のうち明治八年三月十八日に兵語辞書編

編輯に任じられたという記事を新たに書き込んだ後に淨書を行ったために、履歴記事の後に広がる余白は残して置く必要を感じたからではなからうか。もしこの推測が当たっているとすれば、法学關係断片の二を淨書した時点は明治八年の春から夏にかけてであつたと推計されることになる。

法学關係断片の一と二を比較対照すると次の事が判明する。一の後半が削除されている。また論点に移動が認められる。そこで法学關係断片の一を執筆した時点の内容から判定して見よう。法学關係断片の二には採用されなかつた断片の一の後半を引用する。

然ルニ人ノ性質ハ其ノ狀□許多ニシテ種々ニ別レ、上ニ云ヘル所ヲ觀スレバ、其五官其性質其見解ノ之ヲ主管スルニ從ヒ其相距ルコト極メテ著シキハ言ヲ待タサルニ、故ニ人ノ言ニ曰ク、人ハ意ノ連スルヲハ其天トス、ト言フハ幸ト福ノ極ミナリ、此意味ニテハ自由ト福祉トハ一致スル者ナリ、然レドモ人若シ其願望成就スルヲ以テ其天ナリト觀ル時ハ、同時ニ凡ヘテ願望ノ成就ハ成ル可ラサルノ事ニ屬シテ、唯妄想ノ彼岸ニ期スルノミト謂フ可シ、人ノ意向ハ其ノ生存ノ定命ヨリモ遠ク至ル者ニシテ、人ノ精神上ノ能力其觀察ノ功、其需用其享樂ハ無窮ノ開發進歩ニ屬シタリ、而シテ此開發進歩ノ成ルヘキ事ニ中ニ正ニ人ノ福祉ハ自由トヲ含著セリ、然リ而シテ天地間ノ物ハ凡ヘテ感ノ其物ニ賦与セラレタル天法ヲニ從フカ如ク、人モ亦其固有性ヲ有スルヲ以テ、其性中ノ天法即其思惟ノ規則ヲ遵奉セザルヲ得ザルナリ、此天法ヲ一般ニ適合ス者ヲ發見シテ人世交際相生養ニ適採用スヘキ施設ヲ建立スルヲ以テ、法家哲學ノ著有ル所以ナリ、空漠ナル學理ハ理會ス可カラスト雖ヘドモ、此書ハ迷惑ヲ發セシメテ蓬萊瀛洲ニ導キ杜鰲ノ啼聲ヲ聞イテ雲間ヲ望ノ類ニハ非ザルナリ、正ニ相反シテ此書ハ實行上ニ關スル認識タリ、何トナレハ法家哲學ハ人間生活相生養ノ規則ヲ認識スル事タレバナリ

「天法」つまり天然の法則が人の性質に含まれていると西はいう。「性法」説の一形態を西はここで主張し

ているのである。しかも「此天法ヲ一般ニ適合ス者ヲ發見シテ人世交際相生養ニ適用スヘキ施設ヲ建立スル」ことに「法家哲学ノ著有ル所以」があるときまで言い切っている。天然の法則に適用「施設」を建立することが「法家哲学」の眼目だと言うのである。「何トナレハ法家哲学ハ人間生活相生養ノ規則ヲ認識スル事タレハナリ」。人間社会の生活規則を認識することがすなわち「法家哲学」であるからである。

「其性中ノ天法即其思惟ノ規則」西が思考の法則に天然の法則を発見したことは見やすい。「致知啓蒙」の執筆を介して、論理は思考の規則であるとするハミルトンの思想に触れて、西は論理の規則を普通の法則と認識する地平にまで歩を進めていたことがここから窺い知られるわけである。

従って法学関係断片の「執筆された時点は『致知啓蒙』の刊行された明治七年六月からほどない時分であらうと推定される。まず間違いなく明治七年中の作品である。

明治七年近くの時点まで西周が自然法思想の持ち主であったとは。これは驚くべきことである。

更に驚くべきことに西はほんの一年ほど後には完全に自然法思想に決別してしまうのである。

西は法学関係断片の二を浄書した時点ではきっぱりと自然法の思想を語った断片の「一の後半を切り離して削除している。西がこの時点で自然権や自然法の思想に決別したことは明白である。おそらくは明治八年中の出来事であらうと推定される。

こうした論点の移動は何が切っ掛けで生じたのか。「心理学」の翻訳に明治七年の五月頃に着手したことがその切っ掛けであった様に筆者には思われる。同じ和帳面の四十三に哲学関係断片の「一から二十九までが書き込まれているが、うち哲学関係断片の六と七は「心理学」に対応した断片である。これに対して哲学関係断片の四と五はカント哲学に関連し、「致知啓蒙」の刊行に対応する断片である。法学関係断片の「一は『致知啓蒙』の刊行に関連する哲学関係断片の五より後に、「心理学」の翻訳に関連する哲学関係断片の七よ

り前に書かれたと推定できそうである。その中間に位置する哲学関係断片の六と相前後する時分に法学関係断片の二が書かれたと推定して置きたい。

法学関係断片の一から二への論点の移動は、論理の探求から心理の探求へという探求法の移動に伴い発生したと推測される。普通の法則から人間経験の具体相へと考察対象の移動が発生し、カント哲学に顕著な論理主義からコント風の実証主義へと向かって西の方法と関心の移行が促されていくわけである。西は「心理学」のうち「反射力ヲ論ズ」の章を明治七年中に訳し終えていると推定される。⁽¹⁹⁾西は「反射力」の章のうちに人間の内心に備わる普遍の理法を支える手掛かりを発見できなかった模様である。「反射力」つまり内省力の箇所では、同一律と矛盾律と排中律という論理の公理を出発点においた人間の思考の法則の説明が試みられていて、西が探し求めていた人間社会の行為規範を基礎づける理法はそこには見当たらなかったからである。

西が求めていた論理は一般論理ではなくて先験論理であった。ヘグウンは常識哲学の流れに立ち、時代の哲学の常識を平易に説明しているが、カントの先験論理は常識哲学の内部では直覚力の発動に交換されてしまい、悟性つまり理解力の一形態としては説明されないことになる。ここに西が突き当たった第一の壁があったと推定される。

論理法則の探求に見切りを付け、そのあげくに西が到達した新しい境地は心理哲学の探求という地平であった。

西が法学関係の断片の二を浄書した時点は「心理学」の第一巻と第二巻が刊行された明治八年の四月から程を経ない同じ四月中の出来事であったと推定して置こう。

次に法学関係断片の三と四の成立した年月の考証に取り組む。

哲学関係断片の二十二は朱筆による余白への書き入れである。これは大分後になってからの追記であろう。法学関係断片の四がこれに続く。法学関係断片の四は法学関係断片の三の前半分を初稿とする浄書の試みである。

法学関係断片の四は哲学関係断片の二十一よりも後に書き込まれたと推測される。

哲学関係断片の二十一は「心理学」第三巻が刊行されてから後に書かれた一文であると推量される。「心理学」の第一巻は緒言の部分の翻訳であるが、「心理学」の第二巻は「第一區 智ノ能力ヲ論ズ」のうち発端題目と第一部である「表現力ヲ論ズ」までの翻訳である。明治八年四月に刊行されている。「心理学」の第三巻は第二部である「再現力ヲ論ズ」の箇所を翻訳した作品である。明治九年九月に刊行されている。三冊本の「心理学」を合本にし、明治十一年二月に「桑毅氏著心理学」が刊行されているが、これは「第一區」の残りの部分すなわち第三部である「反射力ヲ論ズ」と第四部である「直覺力ヲ論ズ」と「増補題目」の部分の翻訳を付け足した書物である。⁽¹⁵⁾

西が原著の「第三區」である「意ヲ論ズ」の翻訳に着手した時点ははっきりしないが、「第二區」の第二部である「情欲ヲ論ズ」の翻訳を終えた時点は明治十年六月より後のことであるから、明治十年中かあるいは明治十一年に入ってからと推測される。

哲学関係断片の二十一⁽¹⁶⁾は従って明治十年六月以降にそれもおそらくは明治十一年に入ってから書かれた断片であると推定される。

法学関係断片の四は哲学関係断片の二十一よりも後に書かれた断片であろうから、その成立時点は明治十年の後半かあるいは明治十一年に入ってからのことであったと推測される。

法学関係断片の三の前半と断片の四の内容は殆ど同じであるから断片の三と四は相次いで書かれたと推定

される。

まず法学關係断片の二を引用する。(U)

古來萬國ノ賢哲人間社會權利ノ起源ヲ説クコトヲ努メタリ、然ルニ法律ノ本源ハ何レノ點ヨリ發出シテ今日社會ニ一

法律

日モ少ク可ラサル者ト成リシヤ、是今日ニ至ルマテ賢哲未タ發明シテ確乎明瞭疑フ可ラサルノ説ハ無キ所ナリ、今委シ

著述

ク古今東西賢哲ノ立論ト、將其説ノ何レノ處何レノ時ニ行ハレテ、或ハ治亂興廢ノ本ト成リタルカハ是多少議論ヲ

要スル點ナレハ之ヲ畧ス、今ハ論理ト實證トヲ以テ之ヲ辨析シ、以テ其由テ生シタル所以ト且其性質ノ如何タルトヲ明

カサント欲スルナリ

今先ツ尋常ノ區分ヨリ説キ初メシニ、法律ハ何ヨリ發生スルカト問ハ、誰ニテモ對ヘテ法律ハ權利ト義務ト確定スル者ナリト云フヘシ、是一涉リノ道理有リトハ見ユレド、法權利義務ハ自ラ權利義務ニシテ唯權利義務ヲ相對シテ集合シタル者ニハ非ラス、確定スルト云フ語ニ重ク關係有リテ、二者ヲ集合シタリト云フヨリモ猶他ノ性質ヲ具ヘタル者ナリ、是然シナカラ猶後ノ序ニ論スヘシ、今ハ其法律ノ元始ヲ成ス權利義務ヨリ始メ中ニ權利ノ方ヨリ始ムヘシ

次手

今先古今ノ一ノ社會ニ就テ、權利ト義務トノ關係ヲ觀察スレハ必ス交互ニ相關スル旨ニシテ、一方ニ權利有レハ是ニ對スル一方ニ義務有リ、其義務有ル者ハ又義務ニ對スル權利有リテ、權利有ル者ハ其權利ニ對スル義務有リ、是交互相關スル者ニシテ、唯一方ノミニテハ此關係有ルヘキ理無シ、此權利義務ハ必ずしも相對スルモノニ在リ、唯一人ノみは有ルモノナリ、權、利、義、務、ノ、相、對、ス、ル、ハ、君ハ臣ニ對シ之ヲ使フノ權利有リ、臣對シ之ニ使フルノ義務有リ、而シテ君ハ臣ヲ使フ權有レハ是ニ就テ

上條

事

權、利、義、務、ノ、相、對、ス、ル、

臣ヲ祿スル義務有リ、是ニ對シテ臣ハ君ノ祿ヲ受クルノ權利有リ、又債主ハ既ニ金ヲ借シタルノ義務ヲ成シタル者ナレ
ハ債主ニ其借財ニ利ヲ附シテ返辦セシムルノ權ヲ有シ、是ニ相對シテ債主ハ既ニ金ヲ借りタル權利ヲ有シタルハ是ニ對
シテ利ヲ附シ返金ヲナスノ義務ヲ有スル等ナリ、是尋常法家言ニ説ク所ノ權利義務ノ交互關係ニシテ、大小行ク所トシ
テ然ラサルコト無シ、是然シナカラ^{永嶽山}既濟未濟等名目區別有ルヘキコトナレモ、其言法家言ニ屬スルカ故此ニ贅セス
 然ルニ此ノ如キ權利義務ノ人間ニ於テ、幾タノ關係ニ當リ幾タノ目的ニ關セリヤト觀察スレハ、即歐洲各國諸法ノ名目
 ヲ揭タレハ其梗概ヲ知ルヘシ、即民法は人民交互相對スル權利義務ヲ確定スル者、是ニ附シテ訴訟法有リ、是機關法ニ
 シテ民法上ノ犯則有ル時之ヲ辨理スル法ナリ、又民法ノ一部ニ商法有リ、是商賈交互買賣其他ノ事ハ民生ノ一重事ナ
 リナリ^ナ以テ是ニ就テノ權利義務ヲ確定スル者ナリ、此等ヲ私法ト名ケ^{人民交互}テ^チ、唯人民交互ノ權利義務ヲ確定スル
 者トシ以テ公法ニ別ツ、公法トハ國家ノ公事ニ關シテ一人一個ノ私ニ涉ラサル者ニテ即第一ニ國法トス、又政法ト謂フ
 即^{ナリ}是國家人民ニ對シ人民國家ニ對スルノ法ナリ、此事猶後ニ論スヘシ、上君主ヨリ百官諸司ノ制度皆是ニ含メリ、然
 レ^{首トシテ}此ハ殊ニ廣キ者ナレハ一部ノ法典タル者有ルニ非ラス、第一ニ憲法は國家政治ノ大綱領ヲ掲ケ其基本ヲ示シタ
 ル者、其他州郡ノ別有レハ州郡法、猶小ニシテ町村有レハ町村法、選舉法徵兵法學校法森林法漁獵法^收土地法田地法田
 税法陸海軍ノ法度等、凡ソ政治上ニ關スル事ハ事トシテ法有ラサルハ無シ、是皆國法内ノ區別ニシテ研究ノ爲ニハ論說
 モ有リ學術モ有リト雖^モ、一ノ政府其治ヲ施スニ至リテハ時々ノ政略ニ從ヒ變革進趨ヲ謀ル者ナレハ、其國ノ憲法ヨク
 易リ莫ケレ、特ニ取リテ發令スル者ナレハ定體有ハ無シ、且此等諸法ニ至リテハ政府治ヲ爲スノ機關ニシテ、其至便至

利ニシテ時ニ中スルヲ賣フ者ナレハ、權利義務ノ論ヨリモ特に便利方法ヲ主トスル者ナリ、是以テ其梗概ナリ、市ヤナ此國法ノ一部トシテ刑法有リ、即國家治ヲ爲スニ暴ヲ禁シ惡ヲ懲シ、以テ善良ヲ保護スルノ具ニシテ是其正經本務タリトス、是ニ附シテ治罪法アリ是亦機關法ニシテ民法ノ訴訟法ト相並ヒ犯法者ヲ處理スルノ方法ナリ、私法ニ對スル此公法ノ一種萬國公法有リ、是國家國法ヲ以テ内ヲ治ムルノ法トシ、國際法ヲ以テ外ニ對スルノ法トス、即一國他ノ一國ト相對スルノ權利義務ヲ論スル者ナリトス、是ニテ法學ノ大別ハ盡ルナリ、故ニ權利義務ノ關スル目的ハ此ニ盡ルナリ然ル國々トノ際ニ權利義務ノ存シテ依リテ以テ萬國ノ公法立ツナト云フハ抑末ノ事ニテ、之ヲ要スルニ其源流ヲ論スレハ私法ニ始マルコトハ言ヲ待タサルナリ、故ニ今再び私法ニ反リ即第一タル民法ニ反リテ論起スヘシ、夫民法ノ區別ハ羅馬法ニ起源シテ、第一ニ人身ト物件トノ二ツニ別チ

出だしの箇所に見える「權利」が抹消され「法律」と書き換えられていることは見逃せない。これは考察の主題が「權利」から「法律」に移動したことを示す決定的な証拠である。この訂正は断片の四を淨書する際に加えた訂正である⁽¹⁸⁾と推測される。

次に法学關係断片の四を引用する。

古來萬國ノ賢哲人間社會法律ノ起源ヲ説クコトヲ務メタリ、然ルニ法律ハ今日ノ社會ニ一日モ少ク可ラサル者ニシテ、大概人道即道德ト源ヲ同ウスルモノナルハ維ニモ異論無キ所ナリトハ雖モ、其端末ニ至リテハ相支吾スル所モ有リ相消克スル所モ有リテ、其元素ノ何レノ點ヨリ發出シテ今日ノ如クニ至リタルカ是先哲ノ講究セシ所ナリト雖モ、未確

平明亮疑フ可ラサルノ説ハ無キ所ナリ、今案シク古今東西賢哲ノ立論トハタ其説何レノ國何レノ時ニ行ハレ治亂興廢ノ本ト成リタルカ、又其立論ニ發明因襲相沿リシ情狀ハ何如ナリシカ、是皆多少講究ヲ要シ、許多ノ卷冊ヲ累テサルヲ得サルノ事ナレハ之ヲ畧ス、今ハ唯論理ト實體トヲ以テ之ヲ辯折シ、以テ其由リテ生シタル本源ト且其性質ノ何如タルトヲ明カサント欲スルナリ

今先ツ尋常ノ法律ノ區別ヨリ説キ初ムレハ、法律ハ何ヨリ發生スルカト問ハ、誰ニテモ法律ハ權利ト義務トヲ確定スル者ナリト對フヘシ、是一ト涉リ道理有リトハ見ユレ權利義務ハ自ラ權利義務ニシテ唯權利義務ヲ相對比シ集合確定シタル者ハ即法律ナリトハ謂フ可ラス、法律ハ對比確定ヨリモ猶他ニ一層別ナル性質ヲ具ヘタル者ナリ、是然シナカラ猶後ノ次手ニ論スヘキコトナレハ今ハ法律ノ先行タル權利義務ニ反リ論スヘシ

原

今天古今一ノ社會ニ就テ權利ト義務トノ關係ヲ觀察スレハ、必ス交互ニ相關スル者ニシテ、一方ニ權利有レハ是ニ對スル一方ニ義務有リ、其義務ニ有スル者ハ又其義務ニ對スル彼ニ權利有シ、初權利ヲ有スル者ハ又其權利ヨリシテ彼ニ對シ義務ヲ有ス、譬ヘハ兩人左右ノ手ニ槍ニ本ヲ交互ニ把ルカ如シ、姑ラク鎗ノ方ヲ權利トシ、尖ノ方ヲ義務トスレハ兩人共ニ左右ニ一方ハ鎗ト一方ハ尖トヲ廻ルナリ、是君臣ノ際ノ關係ノ如キ者ニテ、君ハ臣ヲ事^使フ權利有リ、臣ハ君ニ事フルノ本分有リ(本分亦義務ト同シ)、是ト相反シテ君ハ臣ニ義務スルノ義務有リ、臣ハ其職ヲ受クルノ權利有ルノ類ナリ、又上ノ如ク雙方權利義務有ルニ非ラスシテ、唯一方ニ權利有リ一方ニ義務有ル有リ、是債主ト借主トノ際ノ關係ノ如キ者ニテ、債主ハ利子ト本金トヲ望ムノ權利有リ、借主ハ之ヲ償フノ義務有ルノミ、此全半ノ別有リト雖モ唯一人ニテ人ニ對スルコト無キ時ハ、法律上ノ權利義務ハ是有ルコト無シ

次は法学関係断片の五と六の成立年代の考証である。考証には感情の分類の試みを調べるという迂回路を踏むことが必要となる。法学関係断片の六は五の一部を浄書した原稿であるが、哲学関係断片の二十九より後の紙葉に書き込んである。そこでまず哲学関係断片の二十九の書かれた年月を考証する。何となれば、法学関係断片の六は哲学関係断片の二十九の書かれた時点より後に書かれたとひとまず推測して置けそうであるからである。

さて哲学関係断片の二十八はペインによる感情の分類を簡条書きに要約したものであるが、哲学関係断片の二十九はその書き直しである。哲学関係断片の二十八と二十九の間に、哲学関係断片の二十五、二十六、二十七が書き込まれている。

哲学関係断片の二十五、二十六、二十七は感情を分類する試みである。礼記の礼運編に見える「喜怒哀懼愛惡欲」という七つの人情や白虎通にいう「喜怒哀樂好惡」の六情、また「漢ノ醫書」古医方の書物にいう「喜怒哀憂思悲恐驚」の七情という中国伝来の感情の分類に対して、西洋学に学んだ新たな見地に立つ感情の分類を提示することを西は既に何度か企てているが、ここで再びこうした試みに挑んでいるわけである。

ところでこれらの断片はほぼ同時に相次いで書かれた一連の断片であろうと推測される。今その点を確かめて置こう。断片の二十五、二十六には七情という基本となる感情の順逆が対照されている。これはペインのいう Law of relativity 関係法に従い、西が七情に挙げる感情について順逆を対照して作成した表であるに違いない。

西はいつ頃から七つの情を順境と逆境に対応する対に分け、十四情に分類したのであるうか。ここでまず哲学関係断片の二十三を引用する。断片の二十三のうち後半の部分は別の頁に書かれている。こちらを断片の二十三のBと呼び、その前の部分を二十三のAと呼ぶことにしよう。まず二十三のAの初稿を引用する。

凡漢語同義異字甚多、然審其本義間不無淺深厚薄之差傾注偏向之別、今倣漢譯梵語之例情而以二字爲一義、今考定情之數目而爲順逆二境各十四情、其發於順境之第一者、曰喜曰悅、喜淺悅深、此中又含有娛樂、而娛樂係耳目之樂、樂則係心身之樂、又有歡是喜悅固事而一時大發者、對此喜悅而發於逆境曰忿曰怒、忿淺怒深、秘于心而不發曰慍、滿于心而欲漏曰慍、欲漏而欲決裂四出謂之憤怒、顯於眼角曰之瞋、怒而帶恨曰之毒、其形容怒之頂名忽然勃然勃然、其發於順境之第二者、曰好曰愛、共通事物并人談音欠慕欲願希望皆此類也、其所好愛我亦思得之謂之羨、其可欲在所導謂之音欠歛、而不能措謂之慕、其願云希云望云者、皆欲得其地位之曰願唯在事物謂之願、在知德謂之希、有淺深淡濃之異耳、此情源其本源欲也、欲即保吾生之真人所不可欠別、蓋好愛之情其發願之狀而言之耳、源其起因則保生自便之欲是而已

順境に発する感情の第一は「喜」であり「悦」である。これに対して逆境に発する感情の第一は「忿」であり「怒」である。順境に発する感情の第二は「好」と「愛」である。

「情」感情の本源は「欲」欲求に求められる。

統いて二十三のAの終稿を引用する。

凡漢語同義異字甚多、然審其訓詁間不無淺深厚薄之差傾注偏向之別、今倣漢譯梵語之例以二字爲一義、間嘗考情之目定爲順境七逆境七各十四情、其發於順境之第一者、曰喜曰悅、喜淺悅深、此中又含有娛樂、而娛樂係耳目之樂、樂則係心身之樂、而其爲喜悅久長之現象、又有歡是喜悅固事一時大發者、對此喜悅而發於逆境曰忿曰怒、忿淺怒深、其秘于心而不發曰慍、滿于心而欲漏曰慍、欲漏而欲決裂四出謂之憤怒、顯於眼角曰之瞋、怒而帶恨曰之毒、其形容怒之頂名赫名

忽然有佛然然、其發於于順境之第二者、曰好曰愛、其極爲欲。然音欠慕欲願希望皆此類也、其所欲在人我亦思做之謂之羨、其可欲在敬謂之曰音欠曰欽懷、而不能措謂之慕、其曰願云曰希云曰望云者、皆欲得其地位就唯有淺深淡濃之異耳、此情窮其本源則欲也、欲即自便保生之具人所不可欠當別、

蓋好愛唯就其發顯之狀而言之耳、源其起因則保生自便之欲是而已

次に断片の二十三のBを引用しよう。

發於自護之欲保生之具者、曰好愛曰厭惡、既有好愛厭惡之情、定於主觀而客觀上事物來之際或適乎好愛或不適乎所好愛、於是乎二情顯矣、曰喜悅曰忿怒、故此二者爲自護之欲、第二變態而客觀上事物來之後曰覺其不當則二情生矣、曰作羞曰悔懷故此二者

二十三のBでは「好愛」と「厭惡」がまず掲げられているが、これは哲学關係断片の二十四の考察に見られる「自護之欲」「自己保護ないし自己保存の欲求を基本に置く感情の分類に沿う試みである。「自護之欲」は断片の二十三のAでは「自便之欲」「自己便宜の欲求とされていたものである。いま哲学關係断片の二十四を引用する。

自護ノ欲 好愛 欲慕
保生ノ原 第一變

喜悅 樂娛憚

厭惡難憚忌憎猜嫉媚妬
忿怒憚悶憾憤恚瞋

第二變

作羞 耻懼

悔懊

愛ヨリ別ル

同感ノ情

憐悲 哀惻怛惻惻

惜悋慳

社交ノ原

第一變

畏懼 恐怖 憚憚 慄慄 惶惶 驚

第二變

愁憂

怨恨 衝

自然ノ情

感恩

驚愕

疑訝

美妙ノ原

順

逆

順境のうち「好」「喜」「憐」「驚」の上に小さな丸印が付されている。同様に逆境のうち「厭」「忿」「畏」「怨」「疑」の上に小さな丸印が付されている。また色々な「原」が次の箇所に書き込まれている。

好愛

仁ノ原

忿怒

正義ノ原

炸羞

禮ノ原

畏懼

禮ノ原

感恩

祭ノ原

怨恨

復讐ノ原

驚愕 好新ノ原

別に「考情」に関する断片がある。丙ノ二七と朱筆の分類番号が振られた短文であるが、順逆の境に應じた情の分類が試みられている。「考情に就いて」という短文は断片の二十三のAに続き、二十三のBよりも前に書かれたものである。「考情に就いて」⁽¹⁸⁾に見える分類表の成り立ちを解析して置こう。

喜	悦懽娛樂	怒	愠悶激憤忿憤恚瞋
愛	好羨音欠慕欲	惡	厭難憚忌憎猜嫉恨妬
憐	憫愍	悲	休哀傷惻但慘悼恫
愁	憂恐疚困	懼	怕怖懾畏長竦惕惶驚
羞	作愧耻慙	悔	懺悔
恩		恨	怨銜
驚	愕駭	疑	訝異

やがて二字熟語への変更が試みられる。

喜悅	悅懽娛樂	忿怒	愠悶激憤忿憤恚瞋
好愛	好羨音欠慕欲	厭惡	厭難憚忌憎猜嫉恨妬
憐憫	憫愍	悲哀	休哀傷惻但慘悼恫

愁憂	憂恐疾困	畏懼	怕怖驚畏疎惕惶懼
作羞	作愧耻慙	悔懺	懺憾
感恩		怨恨	怨衝
驚愕	愕駭	驚訝	訝異

「悲哀」が順境に移され逆境の三には「憂」が置かれる。

喜悅	悅懽嬉樂	忿怒	慍悶懣憤忿懣恚瞋
好愛	好羨音欠慕欲	厭惡	厭難憚忌憎猜嫉憎妬
憐悲	憫愍哀怛惻俱慘悼憫	憂	惆
愁憂	憂恐疾困	畏懼	怕怖驚畏疎惕惶懼
作羞	作愧耻慙	悔懺	懺憾
感恩		怨恨	怨衝
驚愕	愕駭	驚訝	訝異

「考情に就いて」に見える分類表に掲げる感情には漢数字が振ってあるが、この漢数字もまた自己保存の欲求を基本に置く断片の二十四の段階における分類に相当するものである。尤も二十三のBや二十四では「羞」が三番目に配置されているが、「考情に就いて」では「羞」は五番目に置かれていて、漢数字の五が付されている。

哲學關係断片の二十八の裏に書かれた感情の分類は「喜憂」から始まっている。「喜怒」という対照から後の段階で生じた出来事であったと推定される。また「驚」という感情が七情から番外の情へと移されている。これもほぼ同時に発生した変化であると推定される。西の模索は続く。

右頁ノ右上(A)

喜	愛	懼	耻	悲
憂	思	怒		哀

驚愕

右頁ノ左上(B)

喜	愛	感恩	欽	樂	懼	耻	驚
憂	惡	恨	慙	哀	怒	悔	奇

右頁ノ下(C)

喜	愛	樂	欽	感恩	懼	耻
憂	惡	哀	慙	恨	怒	悔

左頁ノ上(D)

左頁ノ下(E)

喜	憂	喜	憂
愛	惡	愛	惡
榮	哀	欽	慙
懼	怒	榮	哀
耻	悔	懼	怒
感恩	恨	感恩	恨
慙	欽	耻	悔

驚
奇

断片の二十五、二十六では七情という基本となる感情の順逆が対照され、驚きの感情は「中性」として番外に別置されている。その点を確かめて置こう。

断片の二十五ではまず七情を並立して、それぞれの逆の感情を対照する。

順境

逆境

一喜	八憂
二愛	九惡
三榮	十哀

次にそれぞれの感情に朱筆を用いて類似の感情を書き加えて熟語を形成する。

四 懼
五 斂
六 畏
七 耻

十一 怒
十二 憐
十三 恨
十四 悔

(20)
中性
驚

順境

逆境

一 喜悅
二 好愛
三 娛樂
四 懼惑
五 欽慕
六 畏
七 羞耻

八 愁憂
九 惡憎
十 悲哀
十一 瞋怒
十二 憐愍
十三 恨怨
十四 悔懊

中性
驚

断片の二十六に見える七情論では「順境」と「逆境」に对照された感情に新たに和訓が付されている。西が快樂と痛苦を軸に新しい感情の分類を試みていることは明白である。

順境即稱意		快樂ニ向フ者		逆境即不稱意		痛苦ニ向フ者	
一	喜悅	ヨロコバシ	現自	一	愁憂	ウレタシ	自
		ウレシガル					
二	好愛	コノマシ	現自	二	惡憎	ガル	彼
		ホシガル			ニクシ		
三	娯樂	タノシガル	現自	三	悲哀	ガル	彼
					カナシ		
四	慈戀	アハレナリ	現彼	四	忿怒	ハラタメシ	彼
		ガル					
五	欽慕	ユカシナツカシ	彼	五	怨恨	ウラメシガル	彼
		ガル					
六	畏懼	カシコシ		六	恐懼	オソロシガル	彼
七	羞耻	ハツカシガル	自	七	悔懊	クヤシガル	自

更に断片の二十七では断片の二十五や二十六の七情論が八情論に変更されている。

順情ノ境		稱意愉快		逆情ノ境		不稱意 痛苦	
一	喜悅 自	現	ヨロコバシ	一	愁憂 自	現	ウレタシ
二	好愛 自	現	ウレシガル	二	惡憎 彼	現	ニクシ
三	娛樂 自	現	ホシシ	三	悲哀 自	現	カナシ
四	慈戀 彼	現	タノシ	四	忿怒 彼	現	ハラタヘシ
五	畏惶 自	現	アハレナリ	五	恐懼 彼	現	オソロシ
六	欽慕 彼	現	カシコシ	六	怨恨 彼	未来	ウラメシ
七	羞耻 自	将来	ユカシ	七	悔懊 自	既往	クヤシ
八	笑噱 自	現	コヒシ	八	驚愕 自	現	オドロク
			ハヅカシ				
			ワラフ				
			オカシ				

これはベインによる感情の分類の筆頭に驚きが置かれているのに驚いた西が、それまでの七情論では番外の感情としていた笑いと驚きの感情を改めて八番目の感情に取り立てた結果であろう。こうして見れば断片の二十五、二十六、二十七、二十八、二十九がほぼ同時に連続して書かれた一連の断片であることは明らかであろう。

明治十一年二月版「桑殿氏著心理学」の「翻譯凡例」に「近日歐洲諸家一二ノ著述ヲ閱スルニ新見創意亦鮮カラス」と見える。西は明治十年四月頃までに「ヘルベルト、スペンセル」の「プリンシプル、オブ、サイコロジ」を読んでいるし、おそらくは同じ明治十年中か明治十一年始めには Alexander Bain's *Mental and Moral* を読んでいる模様である。西はスペンサーを恐らくは「利学」が刊行された明治十年二月頃から読み始めたのではなからうか。これに続いてベインを読み始めたとすれば、それは明治十年の春から夏にかけてのことであつたと推算される。⁽²¹⁾

哲学関係断片の二十一はおそらくは明治十一年中の作であると推定される。従って二十五以下の断片が執筆された時期は早くても明治十二年に入ってからであろうと推測される。断片の二十九は一連の断片のうち最後に書かれたものであろうから、その成立時点は早く見積もっても明治十二年より前に溯ることはなさそうである。

法学関係断片の六は五の一部を浄書した原稿であるが、哲学関係断片の二十九より後に書き込んでいる。従って断片の二十九より後に多分明治十二年中に浄書されたものであろう。法学関係断片の五の初稿と断片の六を引用して置く。⁽²²⁾

今權利義務ノ二ツニ就テ何レカ先キニ生スト言ハ、對ヘテ一人以上相對シテ瞬間ニ兩者同時ニ發生スト謂フヘシ、
 譬ヘハ結婚ノ若キ其契約ノ定マル瞬間ニ其權利義務ニ從ヒテ定レハナリ、貸借ノ如キモ然リ、貸スト同時ニ借レハナリ、
 故ニ權利義務同時ニ發生スト云フハ疑ヲ容レサル所ナレハ、其一人權利ヲ得ルニ至リタルハ時間ヲ要シ具備ヲ要スルモ
 ノニテ、曾テ突乍ニ得ラルヘキモノニ非ラス、斯キ權利譬ヘハ貸借ノ如キ借シテ利ヲ得ヘキ金額ヲ生スルニハ多少年月
 ヲ歷サルレハ能ハサルカ如シ、結婚ノ如キモ亦然リ、遂ニ相逢ヒテ直チニ契約スル如キモノニ非レハ契約ノ調フニ至ル
 ハ亦日月ヲ要スルコト知ルヘシ、斯ニ權利發生ノ源ハ存スルニテ、此點ヨリ言ヘハ權利ハ發生ヨリ生長ニ至ルマテ時間
 ヲ要スルモノニシテ、之ヲシテ其相對スル義務ヲ生セシムルハ唯瞬間ニ定マルナリト謂ハサルヲ得ス、此權利ノ發生ニ
 時間ヲ要スハ何ノ故ソヤト問ハ、初メテ權利ナル者ノ發生ノ元素ヲ知ルヲ得ヘキナリ
 余其權利發生ノ元素ヲ論究シ之ヲ命題ニ掲ケテ曰ハク、權利ナル者ハ勢力ノ子ナリ、即此意ヲ再言スレハ權利ハ勢力ノ
 結果ナリ、而シテ勢力ハ瞬間ニ盡スヘキモノニ非ラス必時間ヲ要ス、故ニ權利ノ生長ハ必時間ヲ要スルナリ、然ルニ今
 此勢力ト云フ定義ヲ要セハ、經濟學上ニテ説クヨリモ法學上ニテハ包含スル所一屬廣クシテ、苟モ意志有リ、言語ニ準
 シシ四體ノ運動ニ發スル者ハ皆勢力ト云フ語中ニ包含セリト知ル可シ、即ちテ包一語ヨリ行爲運動一舉手一投足ニ
 至ルマテ亦勢力ト謂フヘシ、必勞苦スト云フニ非レハ而シ其包含スル所ハ此ノ如クニシテ其大別ハ亦經濟學上ニテ論ス
 ル如ク、精壯上ノ勢力ト支體上ノ勢力トニ別ツヘシ、是即此學 則 理即前述ノ命題ハ此法學ノ原理ト道德學ノ原理ト三
 學ヲ合一ニシテ一大原理ヲナスモノニシテ、道德學ニ在リテハ勢力ヲ以テ福祉ヲ達スルノ器械トシ、此法律學ニ在リテ
 ハ勢力ヲ觀テ物ノ價値ヲ生スルノ原行トナシ、此法律學ニテハ勢力ヲ以テ權利ヲ發生スノ原行ト爲スナリ、然ルニ他ニ

學ノ原行ニ就テハ各其學ニテ論究スヘキ所ナレハ、斯ニ唯法律學上ノ講究ニ渉ル可シ

カノ性法ヲ唱フル學者ハ權利ハ人性ニ限ラス、^{ト論ノ如ク}原有權利反對説ハ後段ニ説クヘシ、今聊カ實證ヲ舉ゲテ上ノ

命題ノ意ヲ表明スヘシ、夫レ貸借上ヨリ權利義務ヲ生スルハ既ニ^{ヒシ}上言タルカ如シ、然ルニ其債主方貸スヘキ物ハ米穀ニ

モ爲セ金錢ニモ爲セ、一合一錢ノ少許サル分量ト雖モ之ヲ得シ原行ハ勞力ニ歸スルコト明カナリ、是レ今日ノ權利義務

ノ關スル事物ニ於テ其權利ノ元始ノ必勞力ヨリ出ルト何レニ照ラシテモ同然ノ理ナリ、然ルニ或人疑ヒテ其債主ハ從來

竊盜ノ巨魁ニシテ、其貸シタル所ノ財賄ハ盜ミタル物ナレハ勞力ヨリ得シニハ非ストス、是勞力ヲ以テ^{ノ債}誤解セラル、

ニ從フナリ^{ニ強}強盜ニモ爲セ^{執レモ}勞力ヲ得タルヘキニ非キ、唯強竊盜ト強盜トハ其勞力ヲ施スノ道逆ニ

出テ順正ヲ離レタルニテ、竊盜ノ勞力ハ容易ナル車ニ非ル可ク、強盜ニ至リテハ命掛テノ勝負ナレハ猶更甚シキコト知

ルヘシ、此ノ如キ惡事ト雖モ勞力ヲ離レテ權利ヲ得ルコト能ハサレハ勞力權利ノ勞力ニ出ルハ愈明白ナリ、唯所謂ル權

利ノ成ルハ即義務ト相對スノ日ニ在ル故ニ、固ヨリ其貯蓄シタル金錢米穀ハ何ノ勞力ヨリ出テタルカ其勞力ノ種類ハ論

セサル事ナリ^{シモ之ヲ論スル}故キ勞力ハ即道德學上ノ論題ナルヘシ、所謂伯夷叔齊カ周粟ヲ食マスシテ首陽ニ餓死セシハ即斯ノ道

徳上ノ問題ナルコト疑無シ、或人又疑ヒヲ以テ謂ヘラク、其債主ノ貸シタル財賄ハ惠脱社遣ニシテ勞力^{ニ因リ}得タルモノ

ニ非ル時有りト、是^ニ勞力ノ義ヲ誤解シテ德行善行ヲ以テ勞力ト爲サ、ルヲ以テナリ、人ノ一言一行皆同人ノ同感ヲ惹

起ス、故ニ惠脱社遣モ亦勞力ノ結果ニ非ル莫シ、況ヤ其惠脱社遣ニ出テタル財賄勞力ニ由ルニ非ラストスルモ、其受器

ハ亦勞力ノ結果ニ非ル無キナリ、今縱ヒ義捐ノ財賄アリテ、其居處ヨリシテ其分配ヲ受ケタル時ハ勞力ノ結果ニ非ラス

ト謂フヲ得ヘシ、然レモ之ヲ受ケタル人ノ以テ其生ヲ保シタル所以ハ食糧匱乏ノ餘ニ出ルモ亦勞力ノ結果ニ非ル莫シ、

果シテ然ラハ其意賦社ハ猶一升ノ水ニ一合ノ水ヲ混シタルカ如シ、一升ノ水之是勢力ヲ出ツ、而シテ一合ノ水亦他人ノ
 勞力ニ出ツト爲ハ同シク是水ナルノミ、命題ニ曰ハク德行善行亦皆勞力、凡人生ヲ保スル一日即チ一日又ノ勞力ナリ

命題

凡ソ勞力順境ニ由ル者之ヲ正ト謂ヒ、逆境ニ出ル者之ヲ不正ト謂フ、而シテ其順逆ハ對主ノ甘服ト不服セサルトニ
 在リ、而シテ
 出サ 其甘服ハ必利益ノ交換ニ由ル、凡ソ對主ノ不服ナル者盜竊竊奪掠略等ノ藥トス

十凡ヘテ心理學上ニテ憤發勞力勉強勵精勞劬謹慎耐忍等ノ語ヨリ竭力盡力勞動勤勞等ニ至ルマテ、皆此勞力中ニ含メリ
 ト、是而シテ優慢懇隨逸樂□ 游休憩等ヲ是亦人生衛生ノ爲ニ免ル可ラサル者ナリト雖モ、攘斥スル義ナリト知ルハシ

今權利義務ノ二ツニ就テ何レカ先キニ生スト言ハ、對ヘテ一人以上相對スルカ若クハ相約スル瞬間ニ兩者同時ニ發
 生スト謂フヘシ、譬ヘハ父子ノ際ノ如キ其父生ル、子ト認ムル瞬間ヨリ定マリ、貸借ノ如キモ貸スト同時ニ借レハナリ、
 故權利義務定マルハ兩方ニ在リテ同一時ニ發生立定スル者ナルコトハ疑ヲ容レサル所ナリ、然ルニ其一方權利ヲ得ル者
 ノ其權利ヲ得ルニ至リタルハ、時間ヲ要シ用意ヲ要シ其準備ヲ要スル事ニテ朝夕ニ得ラルヘキモノニ非ラス、譬ヘハ貸
 借ノ如キ貸シテ利子ヲ得ヘキ金額ヲ蓄フルハ多少ノ年月ヲ要シ、多少ノ用意ヲ要スルカ如シ、結婚ノ如キモ亦然リ、途
 上相逢ヒテ直チニ契約立ツモノニ非レハ、其調フニ至ルハ時日ト用意ヲ要スルコト知ルヘシ、斯ニ權利發生ノ源ハ存

スルコトニシテ、此點ヨリ言ヘハ權利ハ發生ヨリ生長ニ至ルマテ時間ヲ要シ準備ヲ要スルモノニシテ、準備
タニ整ヒタラハ之ヲシテ義務ヲ生セシムルハ唯瞬間ニ定マルヘシト謂ハサルヲ得ス、此ノ如ク權利ハ其發生ヨリ生長ニ
至ルマテ時間ヲ要シ用意ヲ要スル、何故ソト問ハ、初メテ權利ノ原行ハ何物タリト云フヲ知ルヘキナリ

以上法学関係断片の執筆年月はほぼ推測できた。

いよいよ原法提綱の草稿本と浄書本の成立年代を考証する仕事に取り組む番である。

まず原法提綱の草稿本が書かれた年月の推定を行う。

原法提綱の草稿は法学関係断片の四と六を参照しながら執筆された草稿であるが、更に法学関係断片の五
を参考にしながら、漢文に改めたものである。これも明治十二年中の作品であろう。

まず草稿本を引用する。⁽²³⁾ 左側傍線は西による抹消箇所を表す。草稿の始めの体裁を再現するために追記箇
所を縦線で消去して示した。なお□は判読が困難な文字を示す。

原法提綱

法何防乎、曰防於民生日用不可已之故也、故謂之^原於天則可也、謂^之原於人性則不可也

然則法果本性相乖乎、由^中一^人之性中亦有作法守法之原質、猶樹木^有可以作居室衣裘

曰法有元質乎、曰法

之、亦形而上之理、

道德之一範、而其

為體通而別諸

權利、義務之二美、

是以二者相關謂之法、立也、

其兩々相關而永久者、曰全關一次相關事終、而息者曰半關

□然則所謂法律者對舉權利與義務而已乎、

業則以義之、有定事以結終、有定事以結終、有定事以結終、

曰法律云者有確定之義、

又有特殊之性、

不徒為對舉集合之義也、其詳讓後論

曰法之種別有幾、曰大別有二、公

私是也、

民生日用、交互相關、

曰私法其為

國家、與之相關、

曰公法、而

又一國對他國之際亦有法、所謂國際公法是也

曰其小別何如、曰法種大別有人身物件之別⊕

私相

然則其權利義務、何如相關、曰權利義務、必在二人若一黨之際、一人若一黨未曾對者、未曾知權利義務也、是所以

相對

相

法律

道德之所以分於法律也

別道德

曰何謂權利何謂義務、曰其一人對他一人、而有優分謂之權利、其一人對他一人、而有劣分、有司服從之義、謂之義務、

有制口之義和

是一黨對他黨亦然、是故法所以定人倫辨秩序也

以

例如、百金貸人、貸之之謂、貸借之名、

立、債主借主之情意生、

是在瞬間而債主、

獲此百金之者朝夕之故也、

然無事必不來者

④物件之中又有動產靜產之別、是等皆源羅馬法也、定人倫、辨明權義、以防爭端、就物件以論明其所有非所有、其契約

販賣貸借等之事、^{○力}民法、^{○力}商法、皆私法也、若與國家相關者、有刑法、有官制法、有會計法、有州法、有邑法、有撰

舉法、有募兵法、有軍制法、有裁判法、有學校法、有山林法、有漁獵法、凡人世百般之事、莫非法制以規律之者、其所

以一定政治之機關也、故謂之機關法、後世道漸進論實格計實財

曰法所係廣大、既聞命、敢問、權利之與義務同時而立乎

曰然兩者有事爲之瞬間、同時而^生兩情依以立

則曰然其權利義務之生立在同一瞬間、其生長^中無先後乎、曰義務之立、必與權利相對^{所謂全關半關之權利其立也必在義務相對之時}然權利之立也、自其發生至生長必

要時月

曰何以要時月、曰所謂權義非空手獲之、必^生權漸之勢發權漸之勢力、故權利者勢力之子也、謂其結果也、是在道德學與

經濟學等一貫之實理也

曰勢力亦有別乎、曰有、有心力有體力、而所^{智力體力}儉約之勢力併法者能力^力氣力有^力經濟學所論

曰若人倫之權利^似非勢力之結果、^{在母}雖然生子、^{在母}然氏或有勢力在父氏亦何勢力之有、曰其人知母而不知父、此言或然、然至

後世人皆知父之重何者、其父爲室家、是莫非勞力之所爲

曰若嫁娶以非勞力之結果、而爲快樂之結果、

某學說中何物主之何如

曰古人途次相逢而野合、

友

至後世非有爲室家之素實、則不欲

是亦是勞力之結果也、凡曰前條及此條所論有古今之差、而ス從有古今之輕重也必□

以見

曰奪權之物、貸諸人則我乃獲權利、是似非勞力之結果、

然世故牽田

曰奪權之物獲之之道有順逆之異耳、奪權之勞力豈可謂易之無勞

若小麻屋等權之物本主雖之權就非所奪還素得之也下

力云、然其爲權利義務以上則此別段之事、若適其本源則有道德之論題、而伯夷叔齊之流至不屑之也、子且言、取之順者

順

容易耶、取之逆者容易耶

曰惠與之物分諸人則我乃有德色、而彼有報心、是似非勞力之結果、曰惠與之物我獲之、亦莫非勞力也、古言云、賢員

詔笑病於夏畦、蓋若其□□則亦是非勞力、譬可之水增一勾之水□一年者既爲勞力之結果、則雨水漚之亦爲勞力之混濟物

病

曰奪權之物似^非勞力之結果、而貸與之於人則我乃獲權利如何

曰不論所以異^於世論逆側者正在此點、蓋勞力之結果、其物件不消滅則其結果之權利亦不從而消滅、而必世之報福以此之

勞力更高權授其法苟順則天下人之皆認識之

曰然則權利之所生、其一非勞力之結果云、曰凡天下之事關權義者大□^之自帝王侯伯之權、少至日用瑣末之事、其始是勞力

本

之所生、一得權利之元行則斯獲對權利之權利、故權利勢力之結果也、其謂發權利之元行也

曰獲權利、既歸命、失權利亦有道乎、曰愚則失之、情則失之、慢則失之、是亦漸之勢所致之也、又有卒然亡之者則天災

地妖亡國之□是也、出中山、○曉女嫁妻弟其應繼是不生也而國
法則期民倫而定其妻弟也○女職

曰無權利者有之乎、曰有羶癩□痴癡幼兒老耄則無之、山在唯在仁惠政府之下、則受其保護、然權利則無之

曰男女有權利之輕重何也、曰富女嫁妻食士其權重

曰權利少義務多者有之云、曰大臣國臣奴隸貪賤是也

曰然權利者實勢乎、曰實勢也、非虛理也、是以其力非以保其權利則亡矣不足守

曰力以保守權利何如、曰謂之對權利之義務、故若臣民拋擲其義務、則亡其權利、人君拋擲其義務、則失其臣民之心、有

子不可不育、有財不可不守、皆此類也、故不順於父母之子則無其愛、不信於朋友之人則失其信、是自取之也

曰然則無混法律於道德乎、曰保權利之義務又謂之道德上之義務、然其罰重於法律何者、絕之於其心裏也本權

曰訴訟、曰何而起、曰訴訟歟者報復有形之權利者□□之權利劣於無形之權利抑示也也一重形

曰道德與道德有何區別、曰法律道德之區別、其別有五、一道德涉一般、法律涉相對、二道德涉精微、法律限粗定、三

道德不節過分、法何限分、四道德之所罰於無形、君子畏之、法律之所罰於有形、小人恐之、五道德則教而不懲、法律則懲而不教、

曰法律有確定之性、既聽命、其有特殊之性何如、曰法律□□作之於權利義務、而參之以道德之義、以導其民於德義者也
曰如此而已乎、曰法律實法者以其□□讓移治者以其福祉、法律私害□□而法愚驗法律

法律所以成最大權利者一人之私也、此故法律其公

而此觀念之生、在權利受傷害之際、新賦權利之際、是以證勢力爲權利之原行此乎、衆關刑法則動重役詳于周禮以後論

讀則易五刑之變□蓋本於此也

④之一部、衝動激發之至強者、於是我知彼之非理與我之理者而後正邪之觀念立、況此身區區橫虛乎、其激發第產生法殊其謂
衛之志
之自護之權、故自護之權直出於自愛之性

曰□□於人性如何、曰法發人性自嘉之中成于怒之威

曰凡肉體之生類莫不有自愛之性、苟有自愛之性斯有同感之性、此二於某者生類之等愈高則其度愈強、且大若人此性尤強大而

以兼有理性之靈、明能記住而察來、此二東山者相合而□有積勞營生之道立□勞力所以、勞力由而起權利由而生也、然而苟其

權利而苟□受傷害若被奪略不能見其前弔之狀不得繼之以怒、此怒也即情④

曰法發生權利之生於勞力既繼承敢問勞力於之學如何

曰

榮譽之事

要之法以定爲其眼目、道德以和爲其眼目、切琢法之用也、磨磨道德之用也

曰然則法果生乎、自愛之性、則何以見他人豪枉虐而與之耶、曰是本於同感之情也、夫自愛之爲性也、推而擴而充之則塞

天地之間、豈獨愛自己一身之謂乎哉、而若夫夫婦、若父子推以及朋友、皆是我之自愛環內之物耶、若異邦之人我□□識

之嫌面之素交亦見、遠親除亦不能、惻然於我心、是皆自愛之性、提新同感之情、況自愛之性獨不於同類之人而已、可同

生類、不獨於□生之類體無心之物亦無不興起此情、蓋自其異而視之趣自己□□一身亦有親疎、爪髮輕於皮膚、去之無所惜、

皮膚輕於四體、有瘡瘍不得不破、四支輕於藏府、疽之在四支、人能斷之、藏府輕於腦髓、若斷藏府而□治則人將癱腦髓、而自其同者而觀之、天地萬物皆我一體、唯從親疎而同感之興起有輕重而已、若夫此身既在社會一團之中、社會之利害痛痒皆關己者、斯低瓦的彌爾氏論詳於其利學讀者宜就而觀

曰法者如何、曰法之體包含確定命令禁制定奪之議□□前□言之故非有君長則諸從不行□、是以法不徒行、必與君長相

其符也先

待矣而其社會既立而法自行其中之謂法、有君長而法行其中之謂法律、是故法律必有定奪、無定奪之威則不成法律也、故法之興必有社會、法律之立必有君長、此兩者必相待而得

曰然則法者與法律異歟、曰法律者君長所立、法者社會所有、社會既立則法之義乃生、是法之始生君長、既立法律亦立是法律之原始也、法唯處理、人知有其義、法律則實勢、人不得不服、何者法律必與定奪相待也

曰敢問其詳、曰有社會而法之義乃生、若其定奪則不必相待之謂慣法、有君長而法律乃立、必與定奪相待而行、是之謂

實某

□□

社會法實也如約束然亦有約束之義實

是

制定法、曰習慣法則定奪之權在社會、有時而委之於天者、制定法、則定奪之權在君□、君長猶天、故漢土早既

有天子之稱、曰謹□天之罰者□即是也

是與法律相連者

有成體之原行、確定命令禁制指序定奪、是也有養生之原行、道歸經濟是也

有應行之原行、君長是也、法律所以成一人之私、是以能成萬人之公

本下

有關法之原行、權利與本分與義務是也有不可少之原行鞏固人性所愛鞏固其勢力之結果使

安定

之不受損害損失者是也法律者所以成天下之公故能成一人之私定奪之權應兵威是也

ようやく原法提綱の成立年代を考証する地点に到着した。原法提綱は草稿の淨書稿であり、草稿の執筆から程ない明治十二年中の作品であろうと推測される。これは未完成の作である。今引用する。

權 原法提綱

法何昉也、曰昉乎民生日用、不可已之勢也、是故謂之其原出於天則可也、謂之其原根乎人性則不可也

理勢

故

然則法與人性相乘乎、曰否、人之性中亦有立法設法之原質、猶樹木有可以作宮室之原質

其詳論
後論

爲

曰法之原質具性中既隨、敢問法亦有无實乎、曰法亦形而上之道理道德之一部、其爲體通別爲一、曰權利、曰義務、二

即權利與本分之謂也

者必相關不得相離、其兩々相關者、曰全權義、其一既成義務唯存權利、他一既獲權利唯存義務、如此者曰平權義、即

權利與義務之謂也

然則權利義務何如相關、曰權利義務必存於二人若一黨相對之際、一人若一等未曾對他者未曾識之也、是法之所以別於道德也

曰何謂權利義務、曰一人若一黨對他而有優先、有控制之利謂之權利、一人若一黨對他而有劣分、有服從之義謂之義務、是故法所以正人倫定秩序也

然則所

由法之謂法律者、對舉其權利義務、以確定之而已乎、曰法律者包含確定命令禁制定奪之諸義、又有特別之性、不徒對比集合之義也、其詳論後論

曰法律之種類有幾、曰大別有二、曰公法、曰私法、民生日用交互相關謂之私法、私法之屬、有民法、有商法、苟有國家、斯有治者被治者、其權義相關謂之公法、公法之屬、有國法、有刑法、又一國對他國之際又有法、所謂國際公法是也

曰法律所係包含廣大、邊聽命、敢問、權利之與義務同時而立乎、曰然、權利義務兩相關者、在二人若兩黨之際、其成立在同一瞬間、何苟有事、爲之、瞬間同時而生、兩情依以興、名義依以立

然則二者之生立在同一瞬間、其生長亦無先後之別乎、曰義務之生立、必與權利相對峙者、固在同一瞬間、然人之獲權利、必以漸自發生至長大、非朝夕之故也

曰何以漸漸、曰所謂權利者、非徒手可獲之物、必由積漸之力、成於積漸之勢、例如以百金貸人、要貸之之瞬間貸借之名成義立、債主借主之兩情認之、是皆在同一瞬間、然而其債主所獲此百金者、則非一朝之故也

曰是則然、然爲集有必不然者乎哉、曰權利勢力之結算也、是在道德學、英又在經濟學、一貫之實理也、何物能得滿此實理乎

哉

曰勢力亦有別乎、曰勢力亦別爲二、曰心力、曰體力、而別心力、爲^五曰智力德力才力能力氣力、凡人之一言一行一舉手

一授手皆莫不勞力也

曰若人倫之權利、以非勞力之結果、居然生子、在母氏則或勞、在父氏則何勞之有、曰上世人、知母而不知父、此事或然、然開化漸進、人皆知父之重何者、其父爲室家、是莫非勞力之所爲也

曰若爲也嫁娶、以非勞力而爲快樂之結果、其權義何物生之、曰途契野合或有之、然此徒亦皆有保生之資、以至於此、是不可不算於勞力之中者、況世道稍進、不皆論資格計貧富乎

曰奪攘之物與諸人、則我乃獲權利、是似非勞力之爲、曰古羅馬之法、奪攘本主之物本主見之、許輒隨處還取之、然世故紛錯、間有不知其物出於奪攘、以金買之者是順逆相混也、是以後世立法、加多少曲折節度、然而久假、而不還還爲某有、雖權利生於勞力、世襲權利以爲常、然從物而移、亦權利之性爲然矣、若夫溯其源、窮其始者、爲道德之論題、是以伯夷齊之道、有可誠悲者矣、然君子、不竟以仲子之行易管仲之仁也、且子謂、取之順者逸耶、逆者逸耶

曰惠施之物與諸人、我乃有德色、彼必有報心、是似悲勞力之結果、曰惠施之物我獲之、亦莫不勞力之結果也、古云齊肩韶笑病於夏畦、勞力之類有諸權皆此類也、唯其爲勞力不爲天下之益、故君子賤之、雖然要亦不外於勞力也、若夫拾遺於途次廢地下埋藏、或受捐金之支分、我不知其主而歸我之有、雖似不爲勞力之爲、亦不外於此也、何則使其人保生、至

或由遺品附贅、

奪此權倖者、莫外於勞力之資也、譬如以桶受雨水、雨水誠爲天授、貯桶則不致爲人造

曰受禪承襲之事、以物勞力所生而我之權利則一也、何如、曰本論、所以異於性法論者則正在此點、蓋所有之權不論其何

物、苟其物存權亦從而存、此權之推移、不出於四法、其一爲放棄、其二爲占有接奪、兩者不待言論、其三爲買賣、是以勞力

代勞力固不足異、其四爲承襲、是從本主意志之所在、苟不受三法之障礙、百世不滅、猶本主存之日、而其本主

〔祖先〕、獲^其之權利、無不努力也

曰、然則權利生^於努力因四者、而替其主果如此乎、若人身原有之權、即生存之權不受他人之傷害者如之、何、曰是亦惑於性法釋說也、夫人生而呱呱未有知、使父母無愛情平、體寒直至何權利之有、非有父母道德之至情、與國法仁慈之保護、則墮胎害嬰、人道或幾^平熄矣、豈區々權義之論乎哉、是^{在道學}君父之恩、^{所以比}此諸未諸大也

曰如嬰兒謂之無權利、殊覺太甚、曰權利之爲體實勢也、非虛象也、今夫嬰孩、意志未全、口不能言、四支不能^{動搖}、而猶謂之^具權利、^{何異}果則謂木偶石像^有是亦權利、異豈不可笑乎、蓋幼兒唯立父母之權利下、如物件屬於人一般、殊以其於

倫理爲同類、在人情爲最愛、加敬重耳、故兒童之權利者、待保障而始立、若佛朗西民法、幼童若^無親戚之保主、官爲立管保、可以證也

曰謂嬰孩未有知、無有權利猶可也、既長有意志、有自由之舉動、豈可謂無權利乎、曰其舉動出於自主、努力足以供世用、如此則權利亦從其度、而漸生長至其自主成、權利亦從^而全、謂之成人、各國法律制成丁年限有遲速、從宜而定概畧也、然自天然而論之、其實因性質與境遇異其情者也、唯若其因襲之本分、若義務雖終生不可免、然從權利之生長、而由能無消長也

由無原有之權總應命取閱男女之權固有是等全由

曰努力生權利、此言雖非無所中、然要不出於所有權、若所轄權之類耳、若人身原有之權、不受他毀傷殺害者、則自然而具、若無此權人道成幾熄^平、且夫若他事物上權利、唯擴充此權利者耳焉、得其^{操持}其根本、而論其枝葉乎哉、曰我之身命者勞

力之本源、而自祖宗至父母世々相傳、勞力之極功也、古曰不毀傷身體變膚孝之始也、其傳云、身者父母之遺體也、奉父母之遺體不敢敬乎、所謂人身之權、與此道德之例規、正相對者也、豈有甘受他橫虐於我身命之理乎哉

然則當先此權利、而後及他諸種權利、今反之何義也、曰若^{先之}人身不受毀傷殺害之權、是學理而之次序、而非權利

自然開發之次序也、所謂權利者實勢而非虛理、要當循其實而養之、養生申之初、穴居巢棲、其所業漁獵爲先、耕牧

故其爭初在獲之數、次在耕地之廣狹牧畜之多寡、於是乎獲與其所勞有不相償、故是平權利之意始而動、故權利之

義、其原出於所有權、推以及人身也、^{所有權之細別}先物上權以及對人權^{即逆}若夫怨憤憾賊之事、則暴行惡戾之甚者、本是非十類之事也、共爲

犯罪惡、故在今日亦爲刑法之所問、是本非與通常權利^爲同一類也、然^有有法家^{定也}、總爲一類、以謂人身不受毀傷殺害^之原

不^不敬重^不不至殺傷之也、是道德^上、自然良心使然者、非權利義務之所關也、所謂權利者、必^有一尊一卑、一貴一賤、一富一貧

相關、而始意思始而發動者矣、是非^其勞力之優劣而何也

曰權利因四法而轉移、其新舊相替之際無盛衰乎、曰四法之中、放棄與被棄^{占有}、法之所不豫、故正經之轉移者交換與承襲耳、

然而兩者雖皆以勞力得之、然不能無別、承襲沿舊定而不變、交換就新變無常、承襲用力也少而有分殺之弊、交換用力也

多而有吞併之勢、承襲少擾、交換多擾、是爲異耳、夫人世之經緯兩者之所組織、其^{總爭競}交錯以^成以爲天下之畫々者其盛乎

權利、生々相繼、消長相依、大而國家天下之隆替、小而一身一家之盛衰、皆莫不勞力、海中之浪濤間、又參以^{占有}放棄

之三法、譬若颶風忽起、海嘯俄發翻飛、山倒嶽崩、紅柯柯庭、壘粉汨沒、如此者率二三百年而起、有亦莫不權利海之

見象成、然而審其原委察其來由、莫一不相依藉焉、嗚呼孰以權利爲獨生、以自由爲其實耶

曰勞力以獲權利、其用力有難易乎、曰有、心力則智德能才、體力則強壯捷疾、是皆天稟也、有天稟之人用力極容易、雖然有智而不學、有德而不積、有才而不習、有能而不熟、力如鳥翼、捷如飛廉、用之不於其道、如此者雖有天稟、不見其可、是勞力所以爲貴也、

曰所獲之難易、莫關所失之遲速乎、曰獲之易者失之速、獲之難者失之遲、皆從勞力之比例、是天也、其所獲之大小亦準之、若夫僥倖得之、旋失是其常也、故勞子貴勞力、勞力者使權利堅固之原行也

曰亡權利亦有道乎、曰愚則亡之、不德則亡之、慢則亡之、惰則亡之、是皆積漸之所致、勢不可免矣、又天變地妖、無道乃世、虐政之下、人或卒然亡其權利、是非其罪、故君子悲之

曰無權利者有之乎、曰風癩痴騃、幼稚老耄、凡無自主之意志者皆無權利、此等非立國家保護之下、則不能聊其生也

曰男女之權利有輕重乎、曰論其材則有天然之輕重、如體力女子不能服兵役、如心力女子不墮爲官吏、是陰陽剛柔所由定也、然愚夫蠢才女、富女嫁貧士、天理流行於其間者有不可免者、要之聘則爲妻、奔則爲妾、在亞細亞東方今之通義也

曰勞力者權利之原行也、誠然則一獲權利則終生以爲足乎、曰何爲其然、維持權利者謂之本分、若其本分一日不可以

忽焉、忽之則權利亡矣、故人君不能長其民之福祉則權利亡矣、人臣不能任其君之職務則權利亡矣、人有財不能不守、有子不能育皆此類也、義務亦然、約不守則失其任、言不踐則失其信、是自取之也、如此者、公而有公法之定奪、私而有道德之定奪

曰定奪有公私何也、曰公法之定奪據黜刑罰是也、道德之定奪絕其人於權利者之心也、不齒諸其同類也、故道德之定奪重於公法、道德裁之於無形、君子畏之、公法裁之於有形、小人恐之

曰權利以勞力爲原無行、既聽命、敢問本分與義務何所由也、曰本分者天職所當盡也、義務者人道所不可免也、本分猶機器之動力、火消水絕則運轉息矣、義務猶車上之紐索、放廢紐斷則義逸矣、本分多存于於人倫之際、爲道德之正端、義務多在出於信義之正線事爲之際、爲法之正端、本分於時爲久常、於體爲總概、義務於時爲不久常、於體爲個別、要二者本皆爲道德分內之事、實唯對權利而言則爲法之事實

曰道德與法有何區別也、曰道德之範圍大於法之範圍、蓋道德之大本爲善美、法之大本爲正直、此二觀念有時而不吻合、善美之觀念至大、自心之微十身至家國天下之治平及萬國之交際細大無遺、故能包含正直之觀念、然正直之觀念稍小、不能包含善美、我黨直躬者可謂之正、不可謂之善、故孔子不與之、故曰道德之範圍大於法之範圍也、反經合道之權、唯存於道德之中

曰敢問其次、曰法之爲體正直、故其用貴公貴平貴均貴齊、而道德之用有時而不公平、有時而不均齊、何則法者爲制御大衆之概略也、道德則曲造周到、故人々而得其中、法譬若大匠用規矩、圓者令正圓、方者令正方、長短廣狹、必要合度、道德譬若彫工用刀、方圓長短、從其宜、斜曲扁積、其取其便、角之銳鈍、面之凸凹、不必有定制、唯在適其用耳、故法、制其之概略於外形者也、適其委曲於內心者也、是以論其效驗、法律之治者墾田割阡陌、道德之化者地味其改良、是精粗所由以分也

曰敢問其次、曰法又有衡稱準直之品性、此關係多在權利、受傷之際與新賦權利之際、是雖與道德一其趣、然異其探者猶太人之津、以目價目、以齒償齒、早既觀此理、孟子曰殺人之父、人亦殺其父、復讐之事亦本於此也、道德亦有之、曲禮

曰禮尚往來、往而不來非禮也、來而不往亦非禮也、唯在道德則不^欲錮^欲銖較焉、然及世運漸進、人道繁雜、錢貨之用盛異、則人得貯藏其努力之一部於錢貨中、而直以其錢貨爲努力之量衡、於是乎權利義務亦爲估價評直之具焉、周禮以贖刑代五刑之疑者、蓋早既有觀於此也、故在法則不^計錮銖^計爲分釐爭焉之弊也、是亦權利爲努力之結果之一證也

曰敢問其次、曰法制於有形、道德制於無形^{既在}、法關二人若二黨、道德始於一人至千萬人、皆個々無兩造之患上^{既詳論}

法之觀念發逆境而在遏其逆、道德之觀念生乎順境而在成其順、法主爭、道德貴和、法之性嚴正、道德之性寬大、法之情刻薄、道德之情敦厚、法必期乎正、道德寧過乎厚、法有守正之節、道德有仁惠之恩、法譬切琢之具也、道德譬琢磨之具也、琢磨不可施之於璞、切琢不可施之於玉、蓋各有所其宜也

曰法不與人繼性乖^相、人之性中亦有立法服法之原質何謂也、曰凡有生之類、何物不愛其性而惡其死是性也、何者不願快^{又物}

樂而厭痛苦、然而痛苦快樂之相依亦理之自然也、既愛生而願快樂、既惡死而厭痛苦、而又知其痛苦快樂必相依、則孰不^有樂先痛苦而後快樂者乎、且夫有生之類自^{有此}自愛之欲、其等愈高則其度愈強、其道愈難則其域愈廣、如蜂蟻微物猶有此本能

至人則等^最尤高^最尤強、道^最尤難域^最尤廣、且兼以具理性之靈明、能記往而例來、兩性相合斯養生之道起、於是乎寧先取痛苦

願終乎快樂之意立、是不待審明而可知者也、是所以養生之道因而立、努力因而起、權利因而生也、蓋爲斯事也、非熱心

以欲之、勉勵以從之、積久耐以期之、則不能也、故至謂之獲權利者、非朝夕之故固也、然而如此權利而、一旦受傷者被

枉奪、則厭惡憤悶無所不至、即發而爲恨怒之情、是抵償報復之策所^以不可已也、故法之原必^發於逆境、生乎自愛之性、

成激怒之情者也

曰然則法^果生乎自愛之性、何^則以見他人蒙在虐而與之也、耶
 曰是發於同感之情也、夫自愛之爲性也、擴而充之則塞于天地
 之間、豈直愛自己一身而已之謂乎哉、若夫婦、若父子、推^及以兄弟朋友、皆是我之自愛環內物也、若乃異邦之人設無一面
 之素交、見其遭艱險亦不能無惻然於我心、是自愛之性、提斷同感之情也、況同感之情、不獨於同類之人而發已、其發遠
 於生類、不獨通於生類而發已、無心之物亦能興起此情、蓋自其異而觀之、雖^{不能無}一身甫親疎輕重、爪髮輕於皮膚、去^{之別}之非
 所惜、皮膚輕於四體、有瘡瘍不得^不破、四體輕於藏府、疽生於四支、不得^不切斷、藏府輕於腦髓、若病在藏府、可^得以
 療之、人將後腦髓、是一身有親疎之說也、自^而其同者而觀之、天地萬物皆我一體、唯阻同感之情者彼我之觀而已、苟爲物
 在我之自愛環內、則焉不提斯此同感、同感既生、見他人蒙在虐、我被髮救之亦無足怪也、若夫置此身於社會一團之中、
 故社會之痛痒皆關我之論、詳約翰士低瓦的彌爾氏利學第五章、故不論及
 曰論法之原^既承曉命、敢問、三學所以相較其理如何、曰道德涉人世一般、其生^亦於斯、其死^亦於斯、人所以爲人者惟是而已、
 其大訣曰、福祉者、道德之正鵠也、而得能達正鵠、而致其十全者謂之至德、反之者爲無道也、然而苟欲達福祉、則不由
 勞力則不能焉、雖生知安行之聖人、非坐而^可得達焉者也、故曰孔席不暇暖、然則勞力於福祉猶弓矢於正鵠也、若夫經濟
 學之旨趣、則不出於^達福祉之方法也、而福祉之混成、部分雖多莫不由勞力焉、^{大別}其勞力之分、曰君民、曰君子小人、
 曰士農工商、若其細分不暇枚舉、而就勞力之報價、則租稅俸祿之制、就勞^力之貯蓄交易、則有貨幣契券之制、故其終始、
 莫非經緯勞力以達福祉之道也、若乃法、則所以^草率困々勞力之蓄積、而厚天下熙々之福祉也、故非法則無以達福祉之用^{正端}、
 是三學所以相較而復相合也

曰敢問其次、曰上既論三學舍於一而相成其用之理矣、更取比喩而論之、經濟譬始條理之事業也、法律譬終條理之事業也、而道德則終始一貫、所謂金聲而玉振之者也、又道德雖就具體而論其爲例規也率抽象、故能綜管萬般事理、經濟與法雖間涉抽象、要其歸爲具體之例規也、故爲個別、是亦道德所以與他一學相異也

曰三學所以相成終始者、既壽命、敢問、道德者始於靈而不愧、終於實天地之由修習至治平、可十箇以衍之化育、是固不論地處位之別、所謂雖靈狎之

邦行矣是也、若經濟亦如此乎、曰、否、經濟直譯政事上節檢學又富國論、其義蓋共不妥當、然其關政治無疑、故非苟相

生養之道與而社會成國家立則無所用焉、此學爲概近之創立、首唱之者、英人亞當斯美梭、本道德學中之人、故經濟固道

德學中一部、唯就生養之本質而講明其理者、故非有社稷以上亦空論耳

曰法者如何、曰法必待一人若一黨而始立者前既言之、故非社會立則無法之可謂、然社會既立法之義必生、是法者困社會

而立也、社會者必由君長而立、於是乎法律之義始成矣、是故法之興必待社會、法律之立必待君長、此二者必有所得而然

非絕待也

曰然則法與法律異歟、曰法者社會之所有、法律者君長之所立法義也、虛體也、社會唯知有此義、有非狹者則人無敢任其

實也、故法未成之法律也、法律者實勢也、非虛象也、人々不得不服何者、法律必與定奪相待也

曰法律者與法異矣、其原无行如何、曰法律之所實原行、其原行多般

最後に美妙學說と原法提綱との前後關係に一言觸れて置く。美妙學說には義善美についての感情論が展開され箇所がある。次に引用する。

人ノ性上ニハ道德ノ性アリテ、善惡正邪ヲ分別スル作用具ハルハ固ヨリ言ヲ待タズ、又此性ノ一枝別トシテ正義ノ感覺アリテ己レヲ護リ、人ヲ制スルノ道アリ、此二者人間ノ社會ヲナスニ於テ、少ク可ラサルノ元素ニシテ古ヨリ聖賢ノ千言萬語許多ノ論說アリト雖トモ、此二者ニ出ルコト莫シ。(中略)。道德上ニテ善惡ヲ辨ジ、法律上ニテ正不正ヲ辨スル元素ノ外尚美醜ヲ辨スルト云フ一元素人性上ニ存スルアリ。(中略)。道德ノ學ハ善惡ヲ標目トシ、法律ノ學ハ正邪ヲ標目トシ、美醜ノ學ハ美醜ヲ標目トス(後略)。

人間には善惡や正邪を「分別」する「作用」が具備されている。事物や行為に対して自然に感情が発露し、善惡や正邪の「分別」が行われる。美醜の「分別」についても同様のことか当てはまる。感受性の作用により善惡や正邪や美醜の「分別」が行われる。つまり善惡、正邪、美醜の判断の源は感情に求められると西は捉えているわけである。正義に関する正邪の判断について論ずる原法提綱と美醜に関する美醜の判断を分析する美妙学説とは、それ故、平行関係に置かれた論稿である。従ってこの二つの論稿はほぼ同時に平行する形で展開され執筆されたと推定される。

もともとジョセフ・ヘヴンがその著である *Mental Philosophy* では「智ノ能力」のうち「直覺力」を論じた第四部において美妙の觀念と正直の觀念を平行的に取り扱ったことにその源があった。西は「桑岐氏著心理学」のうちこの箇所の翻訳を機縁にして、美妙や正直の觀念の探求に着手し、美妙学説や原法提綱をほぼ平行する形で書き上げていったものと推測される。

西が「直覺力」の箇所を翻訳したのはいつ頃のことであろうか。西周文書に「心理学」の稿本が含まれている。今表に纏めて次に掲げて見る。

稿本番号	朱番号	巻立て	表題	内題	執筆年月	紙葉	本文の 順序	本文の 章立て
九一	一	巻ノ一	心理学 序文 目録		明治七年五月	四一葉	一	目次
九二	二	巻ノ二	心理学 編言		明治七年	三〇葉	二	論言
九三	三	巻ノ三	心理学 発稿題目	心理学 第一巻	明治七年	六二葉	三	第一区 発端 題目
九四	四	巻ノ四	心理学	心理学 第二巻	明治八年	一九六葉	四	第一区 第一部 表現力ヲ 論ス
九五	五	巻ノ五 七	心理学 原稿		明治九年六月	二二葉	七	第一区 第四部 直覚力ヲ 論ス
九六	六	巻ノ六 四	心理学 原稿		明治十年	八四葉	六	第一区 第三部 反射力ヲ 論ス
九七	七	巻ノ七	増補 題目		明治十年	一〇八葉	八	第一区 増補 題目
九八	八	巻ノ八	情發論 題目	心理学 第七巻	明治十年	七七葉	九	第二区 発端 題目 第一部
九九	九		心理学 第九		明治十年	二二八葉	十	第二区 第二部 情欲ヲ 論ス
一〇〇		巻ノ十	心理学 第□	本文 ノ三 第□	明治十年	一三四葉 十一葉	五	第一区 第二部 再現力ヲ 論ス
一〇一					明治十年		十一	第三区

時系列に沿った形に順序を並び替えて見る。

稿本番号	九一	九二	九三	九四	九五	九六	九七	九八	九九	一〇〇	一〇一
朱番号	一	二	三	四		六	五	七	八	九	
巻立て	巻一	巻一	巻三	巻四	巻十	巻六	巻五	巻七	巻八		
内容	目次	緒言	一区	一区	一区	一区	一区	一区	二区	二区	三区
発端	一部	二部	三部	四部	増補	発端	二部				

錯簡があることは明白である。並び替えの間違いが発生した経緯を窺って置こう。

九一五の巻立てはまず「巻ノ七」と書き七を丸で抹消し「巻ノ五」に訂正している。また九一六の巻立てはまず「巻ノ六」と書き、六を丸で抹消して「巻ノ四」に訂正し、更に四を抹消して「巻ノ六」に訂正している。つまり最初の巻立ては次の様であったと推定される。

稿本番号 九一 九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 一〇〇 一〇一

朱番号 一 二 三 四 六 五 七 八 九

巻立て 巻一 巻二 巻三 巻四 (巻五) 巻六 巻七

内容	目次	緒言	一区	一区	一区	一区
			発端	一部	二部	三部
						四部

この段階では九一〇の稿本が手元に無かったために、それを飛ばして巻の一から巻の七までの漢数字を振ったものと推計される。九一五の稿本を書き上げた時分に最初の巻立てを書き込んだことが推計される。九一五の稿本の表と裏の表紙には宮内省の用紙が裏返して再利用されており、西が明治九年の一月に宮内省の御用掛に任じられた時分に書き上げた稿本であることが判明する。九一〇の稿本は明治九年九月に刊行された「心理学」三の稿本であるから、おそらく校正の為に版元に送られていて、西の手元に戻ってはいなかったものと推測される。

ところが晩年になって稿本の整理に手を付けた折に、稿本の巻立てに沿って番号を振った際に、巻の五に当たる稿本が見当たらなかったためであろうか、西は九六の稿本を続きと勘違いして巻立てを「巻ノ七」から「巻ノ五」に書き換えてしまったのであろう。これに合わせて九一五の稿本の巻立てを「巻ノ六」から「巻

ノ四」に書き換えたところ、既に「巻ノ四」のあることに気づいて、再び「巻ノ六」に再度の訂正を行ったものであろう。稿本の九五は「直覚力」を論じた章の訳稿であるが、この章では時間や空間また同一性や因果関係の概念が取り上げられていて、カント哲学の体系で言えば、感性の部門で扱われる材料が先頭に並んでいたため、悟性つまり理解力の部門に属する「反射力」を論じた章の訳稿である稿本の九六よりも前に位置することにそれほどの違和感を覚えなかったのであったのかも知れない。

こうして「巻ノ五」が発見されたので、残りの稿本に順序良く巻立ての漢数字を振ったものの、九一二の稿本を見つけたして巻十と巻立てを書き込んだところまでは良かったのであるが、九一二の稿本と九一二の稿本が続いていないという奇妙な事実に気づき、「心理学第一」という漢数字の箇所が空白として残された内題を付けるに至っている。稿本の巻立ては空白のままに残したものであろう。

稿本番号	九一	九二	九三	九四	九五	九六	九七	九八	九九	九一〇	九一一
朱番号	一	二	三	四	五	六	七	八	九		
巻立て	巻一	巻二	巻三	巻四	(巻五)	巻六	巻七	巻八	巻九	巻十	

代わりに西は九一二の稿本の表紙には「本文ノ三」と書き込みを加え、九一二の稿本の表紙には「大尾」と書き込んでいる。

西は最晩年に再び稿本の整理に着手し、朱筆の番号を稿本に付した模様である。だが、巻立てに従って朱

筆の番号を順調に振って行ったところ、九一〇の稿本の内容を瞥見して錯簡に気づき、途方に暮れたのではないかと推察される。西は朱筆の番号を付すことを断念し、並び方に問題があることをそれとなく後世に伝えることに決したものであろう。

ともあれ九六の稿本を西は明治七年の十二月に書き上げており、明治九年になってから九五の稿本の執筆に取り掛かっていることが判明する。明治八年の三月には兵語字書の編集の命が再び下っている。この作業に追われて、心理学の翻訳の仕事の方はしばらくの間は中断していたものと推計される。従って西が「直覺力」の箇所の翻訳を行ったのは明治九年中のことであつたという結論に至る。⁽²⁶⁾

注

- (1) 西周全集第二巻、解説、七〇六頁以下。
- (2) 森鷗外全集、第三巻、一二五頁以下。
- (3) 西周全集、第二巻、一四六―一五九頁。
- (4) 「Society, Sociology, social」の語は明治初年における西洋思想受容のうえに重要な働きをなしている。その譯語は移植者達が苦心を重ねた結果ついに社會、社會的、社會學におちついたのである。そしてこの譯語が固定して一般的に普及したのはほぼ明治十年前後からであつた。

Society の譯語の沿革について、下出集吉氏の「明治初期の翻譯」(下出集吉「明治社會思想研究」所收)には、「社會」が Society の譯語として一般的に用いられるのは明治九年前後からとしている。西のもので「社會」という文字そのものは明治七年(三月)の「非學者職分論」(「明六社雜誌」第二號所載)に「民間志氣ノ振フナリ、

社會ノ立ツナリ極メテ可ナリ」が早い。しかしこれはボツンと出てくるので、Societyの譯の積りかどうかわからない。或は程伊川の「明道先生行狀」にある「鄉民爲社會、爲立科條、差別善惡、使有勸有恥」にあるような用い方かもしれない。同じ雑誌の第一號に載つた「洋字ヲ以テ國語ヲ書スルノ論」では「世道^{シヨウダウ}上」となっているから、明治七年頃ではまだのosobitoがはつきり社會という譯語に固定せず、まして一般的に慣用されてはいない。してみるとこの「尚白割記」のほかに、「人智論」をはじめ、社會、人間社會等の文字を慣用的に用いている諸稿本の成立年代も、明治十年前後以降としなければならぬことになるのである。」西周全集第一卷、解説六六六頁

(5) 西周文書三

(6) 西周文書五

(7) 西周全集第二卷、三一四～三一五頁

(8) 法學關係断片の二の始まりには「阿編狹母氏法家哲学」と見えるが、これは「編狹母」Barhamの「法家哲学」を要約した草稿と推定される。「阿」が何を意味するのは不明である。

(9) 西周全集第二卷、三一六頁

(10) 西周全集第三卷、雜纂、八三五頁

(11) 「靈魂一元論の成立事情」(刊行準備中)

(12) 小泉仰「六九」西周と欧米思想との出会い」三領書房、一八二～一八八頁参照。

(13) 西周全集第一卷、一七三～二〇七頁。

(14) 西周文書に含まれた心理学稿本の九六が「反射力ヲ論ズ」という章の翻訳であるが、この稿本の表表紙には明治七年十二月廿日の日付の入った証書が裏返しに半折りにして用いてある。

(15) 西周文書一六が「心理学」一一三であり、西周文書一九が「桑毅氏著心理学」上下である。麻生一九三は「西南の役の後、明治十一年」『心理学』の第一巻第一巻第三巻は「洋装四六版一巻に繼められ、文部省蔵版にて『心理学上

巻」として再び刊行せられた」(三一〇頁)と記すが、明治十一年の二月に刊行された『奚般氏心理学』の上冊は、第二版ではあるものの第一版の改定増補版である。従って「内容には別に相違がない」(同頁)という記述は誤りである。

(16) 西の自筆稿本(西周文書雑記)を見ると、明治十年六月と年月の記された明治孝善録の表紙が裏返して裏表紙に使われている。

(17) 西周全集第二巻、三二六頁。西は縦線ではなくて丸を用いて文字を抹消している。左側傍線は大久保が抹消箇所を示すために付したものである。

(18) 同、三一七―三一九頁

(19) 西周全集第三巻、二九九頁

(20) 末尾に見える「中性」とは「Surprise」ハ苦樂ニ關セスシテ中性ナリ」(心理説ノ一斑)という意味であり、「倍因」ペインの学説に基づく用語である。西周全集第一巻、五九二頁以下参照

(21) 「學問ハ淵源ヲ深クスルニ在ルノ論」西周全集第一巻、五六八頁。「この講演は四月十二日以降八月以前であるが日は不明である」同、解説、六七三頁。なお小泉前掲、一六五頁前後を参照されたい。

(22) 西周全集第二巻、三三二―三三四頁。断片五の末尾に引く注の始まりに十という印があるが、これは本文のうち「努力スト云フニ非レドモ」の箇所にとあるのに対応した印である。西周文書天「草稿類一括」(R六)(三三)参照。

(23) 同一五九―一六六頁。「日凡肉體之生類」から「此惡也即倍因」(倍因之一部)を介して「自愛之性」に至る一節は空白の箇所に後から追記した一文の模様である。

(24) 同一四六―一五八頁

(25) 西周文書に「利字」の稿本が二種類含まれている。文書番号三は一冊であり利字の上巻の部分の原稿である。文書番号六の方は、上下二冊からなる。どちらも校正用の原稿と推定される。番号三の原稿は番号六の原稿のうち上巻の

部分の再校であることが判明する。面白いことに、再校用の校正原稿と初校の校正原稿のうち下巻とに通して朱筆の書き込みが行われている。上段欄外への朱筆による書き込みの外、本文の左側に傍点を加え、本文を一部訂正している箇所も散見する。別に意見が付された附箋が残っている。「明治九年九月上旬」の日付のある阪谷系による朱筆の跋文が末尾に添えられていて、筆跡から見ても朱筆の書き手が阪谷朗庵であることが判明する。

再校用の校正原稿には別に青筆で訂正が書き込まれている。青筆による訂正は書林の編集者の手になるものと推定される。阪谷の書き入れのうち上段の意見の箇所を青筆で抹消してあるところがあることから見て、これは三校に向けて編集者が加えた訂正であろうと推定される。初校の上段欄外には西周の手になる墨による上注の書き込みがあちこちに見える。本文には訓点が施されているのとは対照的に、上注は白文で書かれていて訓点はない。再校用の校正原稿では、上注にも訓点が施されているところから見て、初校用の校正原稿に付された訓点は書林の編集部の方で付したものであろうと推定される。

実際再校原稿に付された青筆の訂正の中には、文書番号三の稿本の一五頁表側の第五行目に見える様に、整然と訓点を付した漢文の下りも含まれている。

再校の原稿と初校の原稿のうち下巻の部分を阪谷に送って校正を依頼した事情であるが、おそらく西は初校の自筆原稿を明治七年中ないし明治八年の三月までに書き上げたものの、明治八年三月からは兵語字書の編集作業に忙しく追われて、下巻を仕上げたのは、明治九年に入ってから、それもおそらくは六月以降であり、既に届いていた再校用の校正原稿と繼めて阪谷の下に送り、意見と訂正を依頼したらしい様子がそこから浮かび上がってくる。西の序文に付された日付は「明治十年二月」であるし、『利学』の刊行は明治十年五月であるから、以後は順調に編集の作業が進んだ様子が窺われる。

出典

西周 文書 国立国会図書館 憲政資料室蔵
大久保利謙編 『西周全集』全四巻 宗高書房。

参考文献

麻生義輝 一六三 『近世日本哲学史』再版一六四、宗高書房
小泉 仰 一六九 『西周と欧米思想との出会い』三嶺書房
『西周と日本の近代』二〇五 島根県立大学 西周研究会編 ぺりかん社
蓮沼啓介 一六七 『西周に於ける哲学の成立』有斐閣
森 鷗外 一六九 『西周伝』（森鷗外全集、第三巻、岩波書店。所収）